

令和6年度政府予算等に関する 要望書



台湾からのチャーター便



あきた暮らし・交流拠点センター アキタコアベース



Bリーグプレミアに対応したアリーナ整備



洋上風力発電事業者との秋田の未来づくり会議

 AKITAVISION

令和5年11月

秋田県

<< 目 次 >>

番号	要望事項	頁
I 総合的な少子化対策		1
1	総合的な少子化対策の充実と支援の強化について	2
II 賃金水準の向上		7
1	賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について	8
2	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて	10
3	職業訓練受講給付金制度の見直しについて	14
III カーボンニュートラルへの挑戦		17
1	カーボンニュートラルの実現に向けた森林・林業関連予算の確保について	18
2	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進とその活用による産業集積について（拡充）	20
3	再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）	24
IV 新たな時代に対応したデジタル化の推進		27
1	DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について（拡充）	28
V 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化		31
1	地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について	32
2	地方の財政基盤の充実・強化について（拡充）	36
VI 時代の変化を見据えた成長産業の拡大		39
1	環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について	40
2	中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について（拡充）	42
VII 攻めの農林水産業の振興		43
1	食料安全保障の強化に向けた対策の充実について	44
2	自給率向上と国土強靱化に向けた農業農村整備事業の予算確保について	46
3	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	48

<< 目 次 >>

番号	要望事項	頁
4	農地中間管理事業の着実な推進について	50
5	需要に応じた米生産推進のための環境整備について	52
6	飼料及び燃油等の高騰対策について	54
7	豚熱及び鳥インフルエンザの防疫対策について	56
8	水産基盤整備事業の予算確保について	58
VIII 観光・交流の活性化と交通基盤の整備		61
1	秋田新幹線新仙岩トンネル整備の促進について	62
2	奥羽・羽越両新幹線の整備促進について	64
3	国内外との航空ネットワークの維持・拡充について（新規）	66
4	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	68
5	持続可能な地域公共交通網の確立に向けた支援の拡充について	72
6	アリーナ（新県立体育館）整備にかかる財政支援について	74
IX 人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり		77
1	総合的な少子化対策への支援について	78
2	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	84
3	新たな少子化対策に対応した働き方改革の推進について	88
4	安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について	92
5	持続可能な生活排水処理事業への支援について	94
X 健康長寿・地域共生社会の実現		97
1	社会福祉施設・医療機関に対する物価高騰・人材確保対策について（拡充）	98
2	社会福祉施設等施設整備国庫補助金の予算確保について	100
3	公的病院に対する財政措置の拡充について	102

<< 目 次 >>

番号	要望事項	頁
XI	新たな時代を拓く教育・人づくり	105
1	部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備への支援について	106
XII	強靱な県土の実現と防災力強化	109
1	社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について（拡充）	110
2	災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について	112
3	県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について	114
4	治山事業の推進について	118
XIII	安全・安心な生活環境の確保	121
1	空き家対策への支援について	122
XIV	ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進	125
1	ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援について（拡充）	126

I 総合的な少子化対策

I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

内閣府、こども家庭庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省、経済産業省

国内の2022年の出生数は統計開始以来、初めて80万人を割り込み、当県においても過去最少の3千人台となるなど、全国的に少子化が加速しており、早急な対策が求められている。

こうした中、地方公共団体では、それぞれが少子化対策に取り組んでいるところであり、当県においても、少子化の大きな要因である若年女性の転出超過の抑制に向けて、若年女性の働く場の確保や魅力ある職場づくり、賃金水準の向上などに特に力点を置いて取り組み、結婚支援や子育て支援といった取組と併せて総合的に実施していくこととしている。

しかしながら、少子化の克服は、我が国の社会保障制度や経済活動に与える影響が大きい国家的に取り組むべき喫緊の課題であり、地方公共団体間の施策競争では根本的な解決にはならず、我が国全体の婚姻数と出生数の向上につながる真の少子化対策への取組が急務となっている。

一方、本年6月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、我が国は146か国中125位と先進国の中でも極めて低い水準にあり、男女の賃金格差も75.7%であるなど、女性の地位の向上も国家的課題となっている。多様性を受け入れる社会を実現しつつ、少子化を克服していくためには、家族のあり方の多様化や、結婚や出産に対する価値観の変化などへの対応も重要である。

国においては、本年6月に「こども未来戦略方針」が示されたところであるが、効果的な少子化対策を行うには、派遣労働者など非正規雇用者の正規雇用化や待遇改善に向けた取組、生産性向上やリスクリングへの支援などの充実・強化により賃金水準の向上を図るとともに、男女の労働待遇の平等化や女性の能力を發揮できる環境づくり、仕事と育児の両立支援、働き方改革など、男女共同参画社会の実現や女性の地位向上につながる社会システムのダイナミックな変革を図ることが必要である。その上で、地域や所得にかかわらず、安心して結婚・出産・子育てすることができ、全ての子どもが等しく子育て支援や教育、医療が受けられる制度の構築が求められている。

I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

(1) 婚姻数の増加に向けた賃金水準の向上及び結婚支援

内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省

【要望の内容】

II-1 賃上げ原資の確保等について 〈P 8〉

- (1) 原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せを解消し賃上げ原資の確保や生産コスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するよう、製品価格の交渉・転嫁について、親事業者への指導や普及啓発を行うほか、関係機関の連携による相談体制の強化を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。
- (2) 持続的な賃金水準の向上を図るため、生産性向上・コスト削減に資する設備投資や資金繰り支援など、中小企業に対する幅広く手厚い施策を機動的に講じること。

II-2 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて 〈P 10〉

- (3) 雇用における地域間格差の是正を図るためにも、全国一律の最低賃金の実現に向けた更なる制度の見直しとともに、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を強化すること。
- (4) 最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、所得税にかかる扶養控除の上限や社会保険の適用範囲などの見直しも併せて行うこと。

IX-3 雇用の質の向上について 〈P 88〉

- (5) 派遣労働者など非正規雇用者の待遇改善を図るため、正規雇用化に向けたキャリアアップ助成金の引き上げや運用の弾力化を進めるとともに、正規雇用者との労働条件の格差是正に向けた取組を強化すること。
- (6) 労働者のキャリアアップや賃金水準の向上につながるリスクリングへの支援について、地方財政措置を含め一層強化すること。

II-3 職業訓練受講給付金制度の見直しについて 〈P 14〉

- (7) 雇用保険の受給資格がない求職者への生活支援を強化し、職業訓練の受講を一層促進するため、国が実施している職業訓練受講給付金の制度の見直しを行うこと。

IX-1 地域における結婚支援の充実について 〈P 78〉

- (8) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる結婚支援等の事業は恒常的に交付対象とするほか、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。

(担当課室名) あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
産業労働部産業政策課、地域産業振興課、雇用労働政策課)

I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

(2) 女性の活躍と働き方改革の推進

内閣府、総務省、厚生労働省

【要望の内容】

IX-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進について 〈P84〉

- (1) 女性の活躍推進は、重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、全国的なムーブメントを創るとともに、女性が出産や育児などで休業しても、その後のキャリアアップや登用に不利にならないよう、復帰後も個性と能力を十分に発揮して活躍できるような仕組みづくりや民間企業への働きかけを行うなどの取組を強力に推進すること。
- (2) 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的に実施できるよう、複数年度にわたり、計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組の交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。
また、女性活躍に資する施策を強力に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (3) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うとともに、育児休業制度のより積極的な活用を推進すること。

IX-3 働き方改革の推進について 〈P88〉

- (4) 労働者のワーク・ライフ・バランスを実現し、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、国で新たに策定する「こども未来戦略」のもと、総合的な対策を実施すること。
- (5) 育児休業の取得促進や育児休業期間中の経済的安定を図るため、育児休業給付金の給付率の引き上げや対象外となっている短時間労働者等への給付のほか、育児短時間勤務対象者への給付金の支給など、育児と仕事の両立に向けた支援制度の見直しを図ること。
- (6) 子育てに優しい職場風土の醸成に向けた環境整備を図るため、子の看護休暇の対象年齢の引き上げや休暇取得事由の範囲拡大など制度の見直しを行うとともに、配偶者出産休暇など育児目的休暇の取得を促進するための支援制度を強化すること。
- (7) 時短勤務やテレワークなど、長時間労働の解消や多様な働き方の導入に向けた環境整備を促進するための助成制度を強化すること。

(担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
産業労働部雇用労働政策課)

I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

(3) 希望する出産、子育てができる環境づくり

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省

【要望の内容】

IX-1 安心して出産・子育てができる環境づくりのための経済的支援の充実について 〈P78〉

- (1) 幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、2歳以下の乳幼児も対象にするなど制度の拡充を図ること。
また、制度が拡充されるまでの間、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (2) 「出産・子育て応援交付金」について、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、安定的な財源の確保を図り、恒常的な制度とすること。
- (3) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。
また、出産費用について、早期の保険適用の導入の実現に加え、自己負担部分を公費負担とするなど、安心して出産できる制度となるよう検討すること。
さらに、幼稚園から高校卒業までに要する教育費や給食費に加え、高等教育にかかる費用について、保護者等の更なる負担軽減に向けて支援の充実を図ること。

(担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
健康福祉部健康づくり推進課国保医療室
教育庁保健体育課)

Ⅱ 賃金水準の向上

Ⅱ-1 賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について

中小企業庁
公正取引委員会

【要望の内容】

原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せを解消し賃上げ原資の確保や生産コスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するよう、製品価格の交渉・転嫁について、親事業者への指導や普及啓発を行うほか、関係機関の連携による相談体制の強化を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の製造業においては、下請型・賃加工組立型の中小企業・小規模事業者が多く、従業員1人当たりの製造品付加価値額は全国44位となっています。労務費のほか、燃料費や原材料費の上昇等もあり、その経営環境は非常に厳しいものとなっています。
- (2) このため、県においても、県内製造事業者に対し、生産性の向上や付加価値の高い製品づくりに向けた、きめ細かな伴走型の支援や生産設備等の導入支援など強力で推進しているところですが、生産コスト増加分の価格への転嫁は思うように進んでいないのが実情です。
- (3) 国においては、下請中小企業振興法で「振興基準」を定め、下請Gメンによる下請事業者へのヒアリングに基づく取引実態把握や、親事業者と下請事業者に対する適正取引に向けた助言・指導を行っているほか、「下請かけこみ寺」の設置など相談支援体制の構築にも取り組んでいるところだ。

しかしながら、依然として下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、生産コストの増加分を適正に価格へ転嫁できるよう、公正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要です。

【参考資料】

都道府県	製造品付加価値額 (百万円)	従業員数 (人)	1人当たり 付加価値額	1人当たり 付加価値額 順位
全国計	106,614,034	7,714,495	13.82	
徳島県	990,318.0	47,660	20.78	1
山口県	1,977,516.0	97,789	20.22	2
茨城県	4,811,882.0	275,475	17.47	3
大分県	1,139,298.0	65,884	17.29	4
和歌山県	894,128.0	51,741	17.28	5
滋賀県	2,865,460.0	167,923	17.06	6
京都府	2,479,839.0	146,514	16.93	7
三重県	3,334,435.0	204,601	16.30	8
千葉県	3,322,695.0	208,423	15.94	9
山梨県	1,163,490.0	73,853	15.75	10
愛知県	13,168,963.0	847,082	15.55	11
兵庫県	5,442,362.0	358,515	15.18	12
神奈川県	5,409,427.0	358,626	15.08	13
愛媛県	1,207,899.0	81,438	14.83	14
広島県	3,101,895.0	212,956	14.57	15
静岡県	5,871,672.0	404,241	14.53	16
栃木県	2,798,582.0	200,176	13.98	17
大阪府	6,170,681.0	447,022	13.80	18
岡山県	2,068,687.0	150,020	13.79	19
群馬県	2,911,867.0	218,619	13.32	20
埼玉県	5,172,903.0	389,587	13.28	21
熊本県	1,209,426.0	93,368	12.95	22
宮城県	1,429,407.0	116,223	12.30	23
福島県	1,861,338.0	155,061	12.00	24
福岡県	2,742,279.0	229,024	11.97	25
長崎県	634,086.0	53,990	11.74	26
長野県	2,382,773.0	203,820	11.69	27
東京都	3,128,071.0	268,401	11.65	28
富山県	1,438,029.0	124,298	11.57	29
宮崎県	626,278.0	54,637	11.46	30
山形県	1,117,674.0	98,272	11.37	31
奈良県	674,247.0	59,633	11.31	32
佐賀県	699,139.0	62,495	11.19	33
香川県	805,641.0	72,212	11.16	34
北海道	1,813,105.0	165,004	10.99	35
新潟県	1,965,103.0	179,502	10.95	36
岐阜県	2,220,341.0	203,743	10.90	37
福井県	795,008.0	74,648	10.65	38
島根県	433,094.0	42,027	10.31	39
鹿児島県	746,735.0	72,571	10.29	40
石川県	1,003,185.0	97,819	10.26	41
青森県	539,336.0	55,145	9.78	42
岩手県	827,836.0	85,720	9.66	43
秋田県	570,595.0	60,648	9.41	44
鳥取県	281,822.0	30,974	9.10	45
高知県	199,808.0	23,949	8.34	46
沖縄県	165,682.0	23,166	7.15	47

注：付加価値額について従業者29人以下は粗付加価値額である。

(出典：2022年経済構造実態調査より)

(担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅱ-2 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【要望の内容】

- (1) 雇用における地域間格差の是正を図るためにも、全国一律の最低賃金の実現に向けた更なる制度の見直しとともに、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を強化すること。
- (2) 最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、所得税にかかる扶養控除の上限や社会保険の適用範囲などを見直しも併せて行うこと。

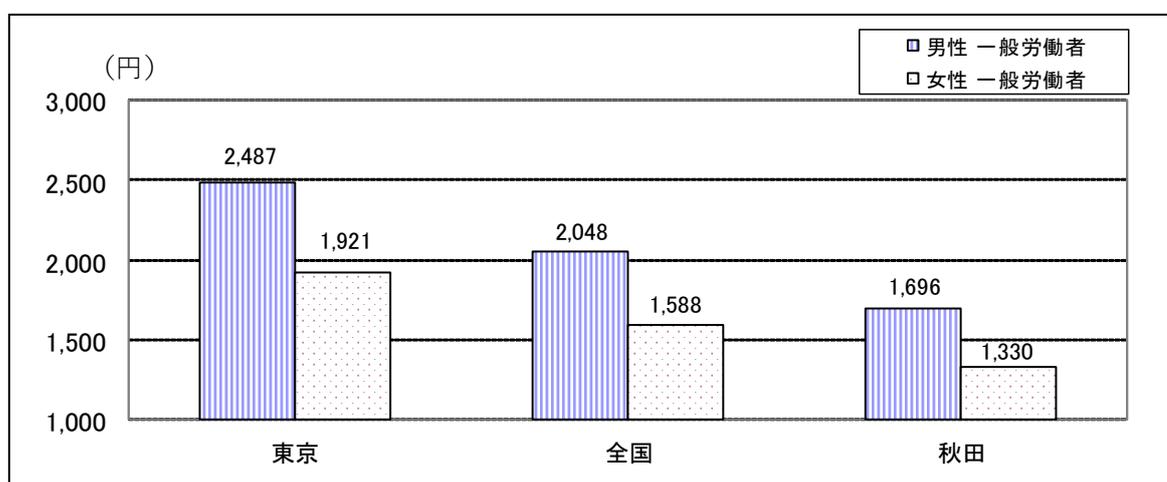
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準をはじめとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因であるほか、女性や若者などの人材流出にもつながっています。
また、急激な円安のほか、長引く原油価格・物価高騰等が、県民生活にも大きく影響を及ぼしており、物価上昇分を加味した賃金の引き上げは必要不可欠です。
- (2) 当県では、「新秋田元気創造プラン」において、賃金水準の向上を「選択・集中プロジェクト」に位置づけ、労働生産性や県内就業率の向上により1人当たり県民所得を押し上げることで、東京圏等との賃金水準格差の縮小を図ることにしています。
- (3) 最低賃金の全国加重平均は1,000円を超え、政府は2030年代半ばまでに1,500円へ引き上げることを掲げていますが、依然として都市部と地方の最低賃金の格差は解消していないことから、全国一律の最低賃金の実現に向けて、制度の更なる見直しを行う必要があります。

- (4) 制度の見直しに当たっては、「業務改善助成金」など最低賃金引き上げの影響を受けやすい中小企業の生産性の向上や経営の安定化に向けた支援制度の強化も併せて行う必要があります。
- (5) 最低賃金の引き上げを世帯収入の増加につなげるためには、パート主婦など短時間労働者が働きやすい環境をつくる必要があることから、所得税の扶養控除の上限や社会保険の適用範囲などの見直しが必要です。

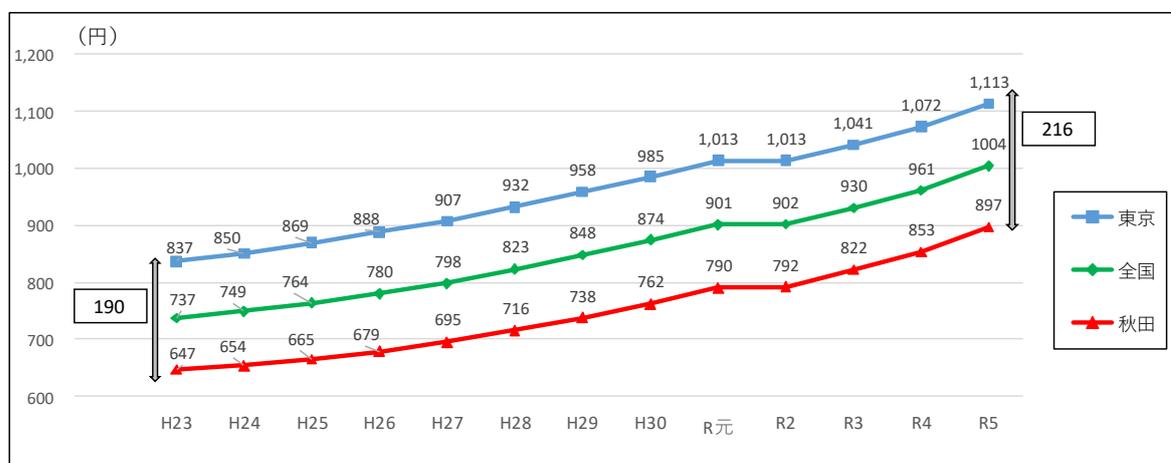
【参考資料】

1 1時間当たり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」)

2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

3 地域別最低賃金の決定方法及び問題点

- ・地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会からの目安額を参考に、地方の最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、都道府県労働局長が決定している。
- ・最低賃金の格差是正に向けて、各都道府県に適用される目安のランクの見直しが行われたところであるが、依然としてランクにより目安額に差が生じていることから、地域間の格差解消につながっていない。

4 最低賃金改定に伴う問題点

- ・厚生労働省の統計を基に国や民間のシンクタンクがまとめた資料によると、近年、最低賃金近傍で働く短時間労働者は全国的に増加傾向にある中、所得税の非課税等の限度内に収入を抑えるため就業時間を調整するなど、時給が上昇すると労働時間が減少するという傾向が顕著に見られ、その結果、年収は僅かな増加にとどまっている。

(担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅱ-3 職業訓練受講給付金制度の見直しについて

厚生労働省職業安定局

【要望の内容】

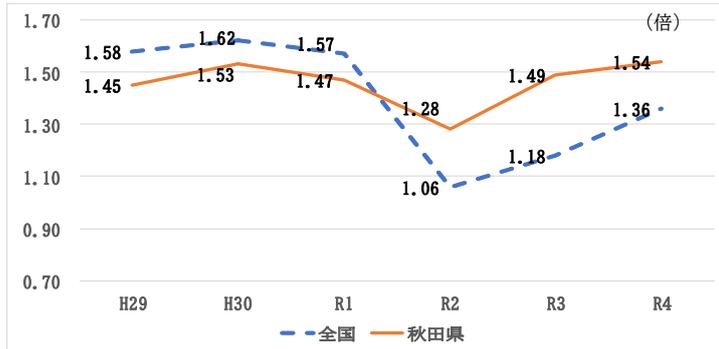
雇用保険の受給資格がない求職者への生活支援を強化し、職業訓練の受講を一層促進するため、国が実施している職業訓練受講給付金の制度の見直しを行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 有効求人倍率が高水準で推移し、介護や建設関連などの業種では人材の確保が喫緊の課題となっており、求職者の職業訓練受講を促し、即戦力となる人材を育成することにより、人材不足業種等への労働移動を促進していく必要があります。
- (2) 雇用保険の受給資格がない求職者が職業訓練を受講する場合には、生活支援として職業訓練受講給付金が支給されますが、世帯要件により給付金の支給を受けることができない場合は、訓練期間中の生活費等が障害となり、職業訓練の受講を断念する方が相当数おり、当県の求職者支援訓練の受講者は、定員の5割程度にとどまっています。
- (3) このため当県では、生活に不安なく職業訓練を受講できるよう月7万円の給付を行う独自の受講給付金制度を創設したところですが、求職者の自立による求職活動を支援するとともに、職業訓練を通じた新たな知識やスキルの習得による安定した就労や人材不足業種等への労働移動を進めるためにも、世帯要件の撤廃など職業訓練受講給付金制度の見直しが必要です。

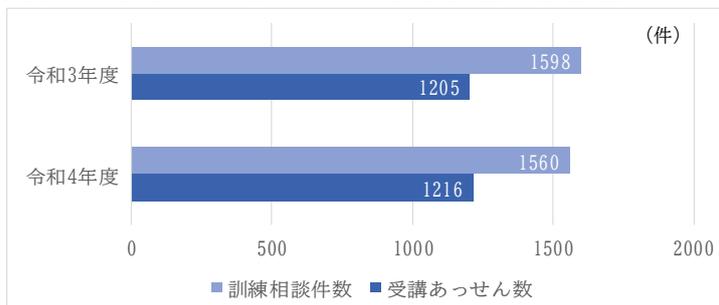
【参考資料】

1 有効求人倍率（毎年12月の季節調整値）の推移



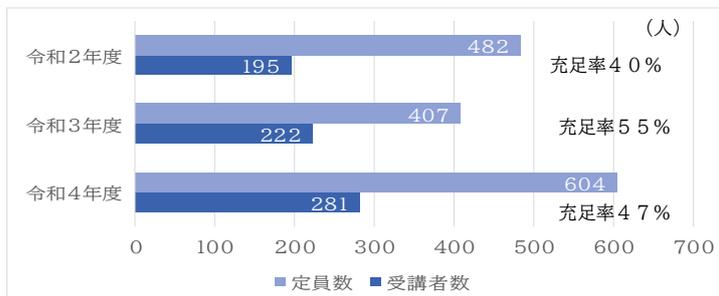
(出典：秋田労働局公表「秋田県内の雇用情勢」)

2 県内公共職業安定所における職業訓練の相談件数と受講あっせん件数



(出典：秋田県雇用労働政策課資料)

3 当県の求職者支援訓練の実施状況



(出典：秋田県雇用労働政策課資料)

4 当県独自の取組

[職業訓練受講促進事業]

雇用保険の受給資格がない求職者への給付金の支給により訓練期間中の生活を支援し、職業訓練の受講を促進する。

○ 主な支給要件

- ・雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- ・求職者支援制度における職業訓練受講給付金の支給対象外であること
- ・本人収入が月8万円以下であること
- ・介護、建設関連分野の職業訓練を受講していること

○ 支給額

70,000円/月

(担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅲ カーボンニュートラルへの挑戦

Ⅲ-1 カーボンニュートラルの実現に向けた森林・林業関連予算の確保について

総務省自治税務局
農林水産省大臣官房、林野庁

【要望の内容】

- (1) カーボンニュートラルの実現に貢献するため、「森林整備事業」及び「花粉削減・グリーン成長総合対策」の予算を十分に確保すること。
- (2) 森林経営管理制度による森林整備や主伐後の再造林が本格化する山間部において、森林環境譲与税が一層活用できるよう譲与基準を見直し、森林が多い市町村に譲与税を多く配分すること。
- (3) 新規就業者の確保や森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材の育成に向け、「森林・林業担い手育成対策」の予算を十分に確保すること。
- (4) 松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防止するため、「森林病虫害被害対策」の予算を十分に確保すること。

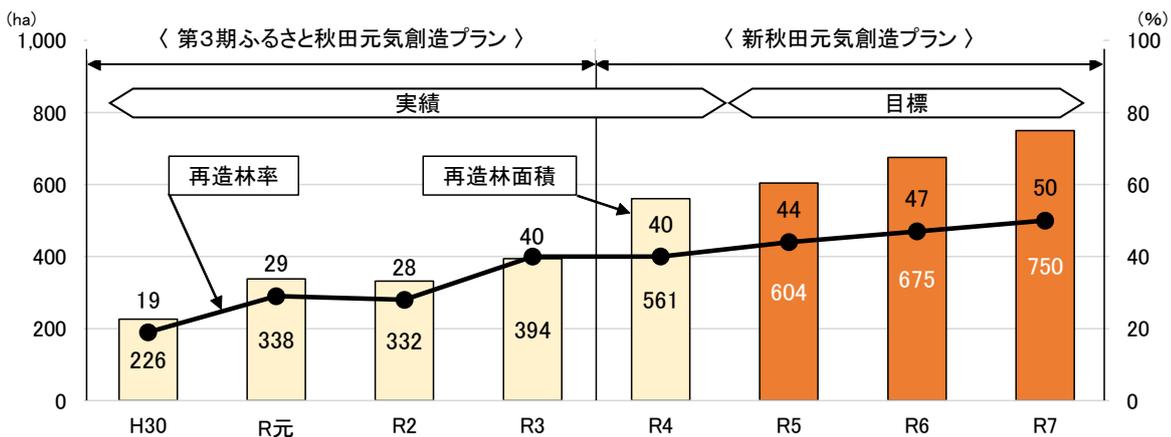
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、県政の運営指針である「新秋田元気創造プラン」において、森林資源の循環利用により、林業・木材産業の成長産業化と森林の多面的機能の持続的な発揮の両立を目指しています。
- (2) 適切な森林整備は、CO₂吸収機能向上や花粉発生源対策、山地災害防止等の国土強靱化、さらには、地域経済の活性化や雇用の創出につながるため、間伐・主伐後の再造林や林道整備等の公共事業予算の確保が必要です。
- (3) 大型製材工場の進出により、今後需要の増加が見込まれる原木の安定供給が喫緊の課題となっており、効率的な作業システムの確立のため、路網整備や高性能林業機械等の導入に必要な予算を確保することが重要です。

- (4) 当県の森林環境譲与税の執行割合は、令和5年度予算で120%を超えるなど、譲与税を活用した取組が進んでおり、今後も森林経営管理制度に基づく間伐等の森林整備や主伐後の再造林への活用が一層見込まれます。
- (5) 森林施業の低コスト・省力化に対応できる人材の育成が急務であり、林業への就業を希望する者の経済的負担を軽減し、秋田林業大学校で質の高い研修を安心して受講できるよう、「緑の青年就業準備給付金事業」による継続的な支援が必要です。
- (6) 近年、夏季の高温少雨などの気象状況により、海岸等の保全マツ林を中心として、松くい虫被害が増加傾向にあるとともに、里山のナラ枯れ被害が依然として広範囲で発生しており、今後も徹底した対策の継続が必要です。

【参考資料】

1 再造林の実績と目標



2 大型製材工場の進出(能代市)



3 秋田林業大学校の実習



(担当課室名 農林水産部林業木材産業課、森林資源造成課、森林環境保全課)

Ⅲ-2 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進とその活用による産業集積について（拡充）

内閣府総合海洋政策推進事務局
経済産業省大臣官房
資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

【要望の内容】

- (1) 洋上風力発電の更なる導入拡大に向けて、全国に先駆けて大規模洋上風力発電の事業化が進む当県沖において浮体式の実証に取り組むとともに、実証への地元企業の参画を促進するなど、実証を契機とした関連産業の振興を図ること。
- (2) 更なる沖合への洋上風力発電の導入を促進するため、農林水産大臣の許可に基づき県域を越えて操業する漁業者との協議など広域的な調整について、国が主体的かつ積極的に取り組むとともに、関係漁業者の負担軽減や持続可能な漁業生産の確保など漁業共生の実現に向けた措置に関する検討を行うこと。
- (3) 洋上風力発電の導入に関するサプライチェーン構築に向けて、洋上風力発電の集積が進む地域や基地港湾を中心として、関連産業の立地を促進すること。
また、発電量の大幅な増加に伴う大消費地への送電を視野に、洋上風力発電を電源立地地域対策交付金の交付対象に加えること。
- (4) 洋上風力発電の導入に関する住民の理解が深まるよう、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）第4条第3項の規定に基づく教育活動、広報活動等の充実を図るとともに、同法第15条の規定に基づく事業者の選定に当たっては、地域との共生や地域産業の振興に資する取組など地域への貢献について重視し、その評価においては知事の意見を尊重すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」が令和2年12月に示した「洋上風力産業ビジョン（第1次）」（以下「ビジョン」という。）

は、洋上風力発電について、2040年までに浮体式を含む3,000万kW～4,500万kWの案件の形成を目標として掲げています。その達成に向け、現在、グリーンイノベーション基金による浮体式実証事業の開始に向けた手続が進められており、今般、当県沖が実施候補区域として選定されたところです。

当県では、秋田港及び能代港の両港湾内において、国内初となる本格的な洋上風力発電所の商業運転が開始されたほか、再エネ海域利用法に基づき、4海域において大規模な洋上風力発電の導入を進めており、当県沖は、実証実施区域として適しているものと考えます。

- (2) 当県では、今年度から、再エネ海域利用法に基づき事業化が進められている4海域よりも沖合の海域への着床式・浮体式の導入に向けた調査・検討に着手しています。

こうした海域は、当県以外の漁業者も利用している可能性があり、その特定や所要の調整を都道府県が行うことは煩雑かつ非効率であるほか、特に浮体式は、その構造上、漁業者が操業できない海面下の占有面積が着床式よりも拡大することから、漁業への支障を懸念する声が高まりつつあります。

- (3) ビジョンでは、洋上風力関連産業の立地・集積等による地域経済の活性化や雇用創出を図るものとされています。

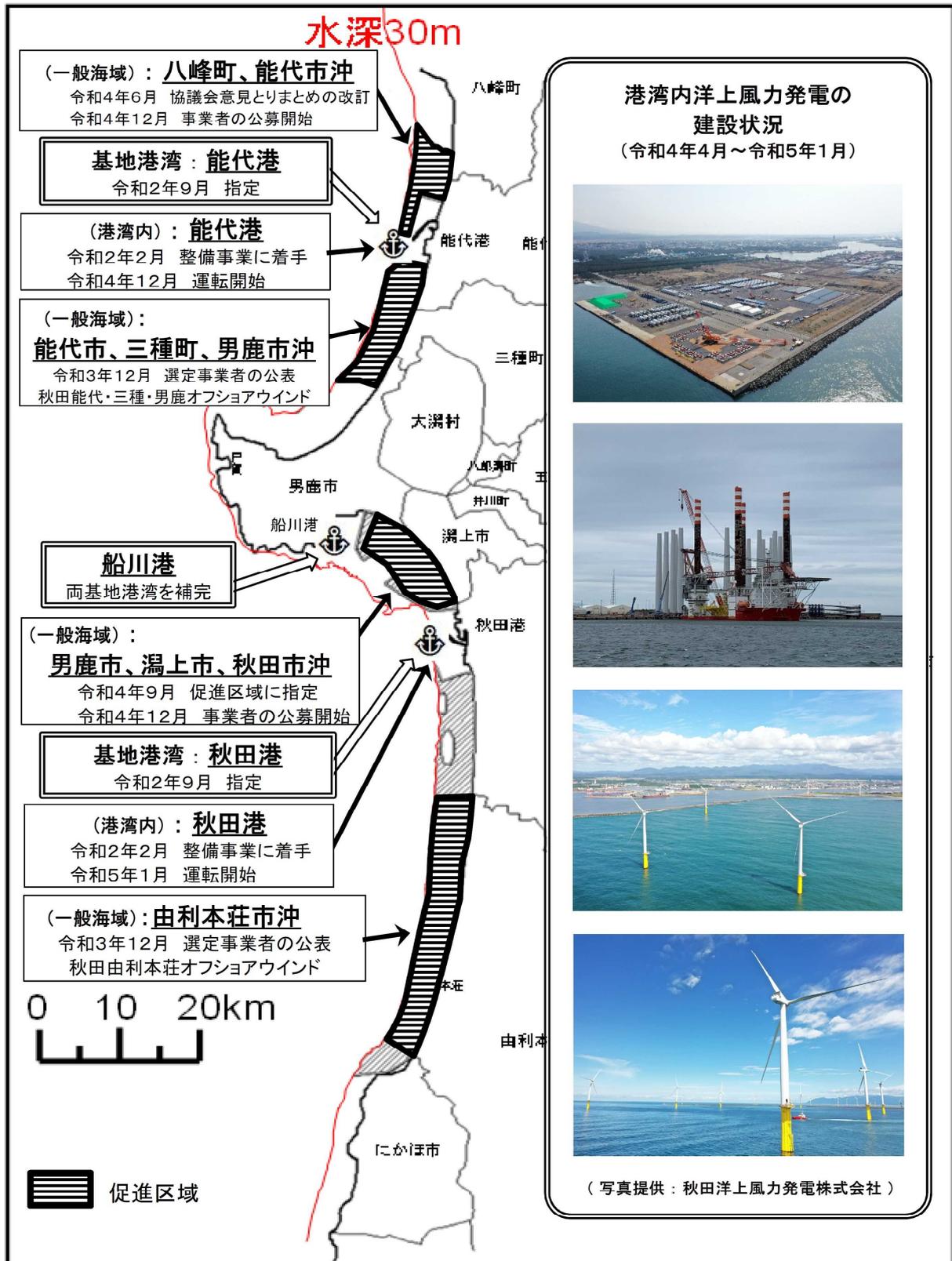
港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）である秋田港及び能代港を擁し、港湾内及び一般海域における洋上風力発電の導入が進む当県は、ビジョンで示されている「競争力あるサプライチェーンの構築」の観点から、関連産業の立地について国内でも有数の適地であると考えます。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた課題の一つである送電容量の確保については、国において、海底直流送電網の構築に向けた取組が進められており、今後、洋上風力発電の導入拡大と送電網の整備に伴い、大消費地への送電の増加が見込まれることから、火力発電等と同様に、洋上風力発電を電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）の対象とすべきと考えます。

- (4) 洋上風力発電の導入に関して、漁業をはじめ、景観・騒音等による生活環境等への影響、地域経済へのメリットの有無に関する懸念が一部の住民にあることから、長期的、安定的かつ効率的な洋上風力発電を実現するためには、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与する洋上風力発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく必要があるほか、事業者の公募手続において、地域との共生に関する事項についての評価に当たり、地域の代表者である知事の意見が十分に尊重されるべきと考えます。

【参考資料】

秋田県における洋上風力発電の状況(令和5年9月末現在)



(担当課室名 農林水産部水産漁港課、
産業労働部クリーンエネルギー産業振興課、建設部港湾空港課)

Ⅲ-3 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）

経済産業省大臣官房、産業技術環境局
資源エネルギー庁
環境省地球環境局

【要望の内容】

- (1) 地域活性化やエネルギー利用の効率化等に資する再生可能エネルギーの地産地消に向けて、卒FIT電源の活用促進や、FIP制度の対象拡大・移行促進に取り組むなど、再生可能エネルギーの利用を希望する事業者に優先的に供給できる環境の整備を図るとともに、地域新電力の設立など再生可能エネルギー発電事業者が地域で発電した電力の一定量を地域内に供給するために行う取組を促進すること。
また、民間企業等が行う再生可能エネルギーを活用した自家発電設備の導入に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国内有数の風力発電適地である当県において、風力発電による水素・アンモニアの製造及び効率的な貯蔵等の調査研究や実証を行い、低コスト化を含め、その技術開発の推進を図るとともに、地域経済にとっての新たな価値創出の核となる水素・アンモニア供給拠点の整備を進めること。
- (3) 再生可能エネルギーの中でも、安定的な運用が期待される地熱発電について、円滑な導入拡大を図るため、重要電源開発地点の指定を早期に行うとともに、当該指定に伴う電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）の交付手続を速やかに進めること。
- (4) カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大に加えカーボンリサイクルを進める必要があることから、CO₂の貯留可能な地層の卓越した当県において、CO₂の回収・有効利用・貯留（CCUS）の事業化が進むよう、貯留事業権の設定など必要な法整備を早期に行うこと。
また、事業の円滑な実施に向けて、海域の利用に関する洋上風力発電事業との所要の調整について、国が主体的に取り組むこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成24年度のFIT制度の開始から11年が経過し、今後、卒FIT電源の増加が見込まれることから、その継続的な活用が課題となっています。

また、令和4年度から開始されたFIP制度では、発電事業者と小売電気事業者による相対契約が可能となりましたが、特に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき洋上風力発電を行う事業者は、地域共生策として、発電した電力をFIPにより直接地域に供給する取組が求められています。

さらに、炭素国境調整措置の導入が欧米で検討されているほか、国内でもサプライヤーに脱炭素に関する情報開示を求める大企業が増加するなど、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けたCO₂フリー電力の活用への動きが世界的に加速しています。

- (2) 再生可能エネルギーについては、発電所建設適地の偏在や、出力変動が課題になっています。

このため、現在、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素・アンモニアに変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証が進められています。

当県は、洋上を含め、国内有数の風力発電適地であり、風力発電によるCO₂フリー水素・アンモニアの製造に関する実証事業等を効果的に行うための条件が整っているほか、大規模な石炭火力発電所が立地し、水素・アンモニアの潜在的需要地であるなど、供給拠点を整備する地域としても適しています。

- (3) 電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）は、重要電源開発地点が交付対象となっており、出力1万kW以上の地熱発電施設を対象電源として、「重要電源開発地点の指定に関する規程」（平成17年2月18日官報告示、同日施行）により、電気事業者等の申請に基づき、経済産業大臣が「重要電源開発地点」の指定を行い、地元の合意形成や関係省庁における許認可の円滑化等を図るものとされています。

当県では、国立・国定公園内における国の規制緩和を受け、自然環境の保全との調和が十分に図られる「優良事例」として、複数の地域において地熱開発が進められており、重要電源開発地点の早期の指定が待たれています。

- (4) 当県の沖合は、CO₂の貯留に適した地層が卓越していることから、今般、当県沖を含む日本海側東北地方をCO₂の貯留エリアとする民間事業の取組が国の先進的CCS事業に採択されました。

一方で、CO₂の貯留に必要な海底の大規模な掘削や、貯留したCO₂の管理責任等に関する法律の規定が存在せず、CCUSの事業化を促進するための課題の一つとなっているほか、事業の実施に当たっては、港湾の利用やCO₂を輸送するパイプラインの設置等について、先行して当県沖の海域を利用する洋上風力発電事業との調整を図る必要があります。

（担当課室名 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課、生活環境部温暖化対策課）

IV 新たな時代に対応したデジタル化の推進

IV-1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について（拡充）

内閣府地方創生推進事務局
デジタル庁
総務省自治行政局、総合通信基盤局
経済産業省商務情報政策局

【要望の内容】

- (1) DXの基礎となる5Gなど高速通信基盤については、「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、地域格差が生じることのないよう国の責任において通信事業者による整備を促進すること。
- (2) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進を図るため、国において、マイナンバーカードの活用機会を拡大し、健康保険証や運転免許証との一体化等の利便性について、一層周知するとともに、安全性に関する国民への丁寧な説明を行うこと。
また、マイナンバーカードの申請・交付に当たり、高齢者等の本人確認方法を見直すなど、手続の簡素化を図ること。
さらに、十分な予算を確保し、地方公共団体の取組を継続的に支援すること。
- (3) 地方行政のデジタル化を推進するため、基幹業務システムのみならず、財務や決算統計等の内部管理事務に関するシステムを標準化の対象にするとともに、当該システムの統合・見直しについて、十分な予算を確保し継続的に支援すること。
- (4) 先進技術を活用してDXを推進する人材の確保・育成に向けた取組について、財政的支援を行うこと。
- (5) 中小企業等が生産性向上や競争力強化を図るため、デジタル化に対応し、業務の変革ができるよう、技術的・財政的支援を一層強化すること。
- (6) 人に優しいデジタル社会の実現を目指し、国民誰もが身近なところで、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行うことができる体制・環境の整備を加速するとともに、当県が独自に進めるデジタルデバイドの解消に向けた取組について、財政的支援を行うこと。

- (7) 複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、情報セキュリティ対策の強化に向けた技術的・財政的支援を行うこと。

【要望の背景や当県の実況】

- (1) 当県では、「秋田県DX推進計画」において、県民一人ひとりがそれぞれのニーズに合ったサービスを選択することができる社会の実現に向け、行政、産業、くらしの各分野を施策の柱とし、これらを支える環境基盤の整備を図りながら、官民一体となってデジタル化やDXを推進することにしていきます。

国では、昨年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタル基盤の整備を地域のニーズに即してスピード感を持って推進することにしてはいますが、大都市圏に比べて収益性が低い地方において、5Gなど高速通信基盤整備の遅れが懸念されます。

- (2) 当県では、マイナンバーカードの普及促進に向け、全市町村による連絡会議の場において高齢者の取得促進等の取組事例等を共有し、全県展開を図っています。

今年度は、市町村が社会福祉施設等に出向いて申請を受け付けるほか、県においても、複数の市町村から人が集まる病院、商業施設等において申請をサポートするなど、市町村と連携し、普及促進の取組を進めています。

国においても、活用の拡大を図るほか、国民に対し、健康保険証や運転免許証との一体化など、具体的なメリットについて周知するとともに、安全性について、丁寧に説明を行う必要があります。

また、マイナンバーカードの申請・交付時において、本人確認に要する書類が多いほか、顔写真付き証明書を求められるなど、高齢者の手続や代理人の受取に対するハードルが高いことから、申請・交付手続の更なる簡素化を図る必要があります。

さらに、普及促進に関する取組を着実に実施するためには、引き続き、事務費補助金の予算措置が必要です。

- (3) 地方行政のデジタル化を進めていく上では、地方公共団体共通の財務や決算統計、予算編成等の内部管理事務に関するシステムについて、統合やクラウドへの移行などに取り組んでいく必要がありますが、各都道府県が個別に行うことは非効率であることから、標準化を図る必要があります。

- (4) デジタル技術やデータ分析に関する知識や能力を有し、先進技術を活用してDXを推進する人材については、地方公共団体はもとより、製造業や商業・サービス業をはじめ、農業や建設業などあらゆる分野において必要

性が高まっています。

デジタル人材は首都圏等の大都市圏に集中する傾向があることから、当県では、新規学卒者やAターン求職者を対象としたマッチングや、センシング技術等を活用したソリューションを自社で内製化するための実践研修など、デジタル人材の確保・育成対策を一層充実させていく必要があります。

- (5) 県内には、費用負担や人材不足等の課題により、デジタル技術の導入が進んでいない企業もあることから、産学官で構成する「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」を活用し、デジタル化を促進する取組を行っています。

今後、製造業や商業・サービス業など様々な分野において、AIやVR等の先進技術や多様なデータの活用を積極的に進め、産業の活性化や地域課題の解決につながる先進事例を創出し、横展開を行うなど、生産性の向上と競争力の強化を図っていく必要があります。

- (6) 全国的に最も高齢化が進んでいる当県では、デジタル機器に不慣れな方が多いことから、デジタルリテラシー向上に向けたスマートフォンの操作体験会の開催や、地域で寄り添いながら支援するデジタル活用サポーターの育成に取り組んでいます。

しかしながら、高齢者のデジタル機器に対する苦手意識や取組の周知不足のため、参加状況が思わしくなく、取組が計画どおりに進んでいないことから、国や市町村、民間事業者等と連携し、早急に推進していく必要があります。

- (7) 中小企業や病院等へのランサムウェアによるサイバー攻撃を受ける事案が多数発生するなど、情報セキュリティに関する危機管理の重要性は高まっています。

当県では、東北各県や新潟県等と共同で情報セキュリティクラウドを運用するなど、セキュリティ対策を強化していますが、日々複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、最新の環境を整備していく必要があります。

特に、中小企業等においては、危機管理意識に温度差があることに加え、コストやノウハウの不足から、セキュリティ対策の遅れが懸念されます。

(担当課室名 企画振興部デジタル政策推進課、市町村課
産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室)

V 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

V-1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部、
デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局
デジタル庁
総務省自治行政局、自治財政局、総合通信基盤局
文部科学省高等教育局

【要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、大都市部における人口集中の負の側面が浮き彫りとなり、若い世代を中心に地方への関心が高まっている。

このような動きを捉えつつ、東京一極集中を是正し、真に地方創生を実現するため、国がリーダーシップを執って、持続的な発展に向けた国家的戦略を打ち出し、地方の特徴を生かした取組を後押しすることに加え、産業の再配置や高速通信基盤の整備など、地方への人材の定着・還流を図るための抜本的な対策を講じること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、地方行政のデジタル化、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援の充実を図ること。

《地方創生の取組への支援等》

- (1) 若者の県内定着・回帰や移住・定住の促進、「関係人口」の創出・拡大など、地方の実情に応じた地方創生の取組を加速するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」について、引き続き十分な予算額を確保すること。
また、交付金を活用した事業における対象経費の制約等の見直しを行うなど、自由度の高い制度とすること。

《地方への人の流れの拡大》

- (2) リモートワークやワーケーションなど、多様な働き方の普及を地方への人の流れの拡大に着実に結び付けていくため、地方が独自に行う移住・定住の促進や関係人口の拡大に向けた取組に対する財政支援の充実を図ること。

また、地方への新たな人の流れの創出及び地域力の維持・強化にかかる担い手の確保を促進するため、都道府県が独自に行う地域おこし協力隊の活動の充実や定住・定着に向けた取組に対する財政支援の充実を図ること。

《移住支援金の対象等要件の緩和等》

- (3) 東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、「デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）」にかかる「移住支援金」について、支給対象者の居住・通勤要件及び就業先企業要件の更なる緩和を図るとともに、東京圏の移住相談窓口等における制度周知の充実を図ること。

《ポストコロナの担い手となる人材を輩出する地方大学への支援の充実強化》

- (4) 地方大学が、地域の中核的存在として将来にわたり安定的な運営を確保し、それぞれの特色を発揮しながら、ポストコロナ時代の担い手となる若者の地方定着や地域産業を支える多様な人材の育成を図るため、地方大学の運営にかかる財政支援の充実を図ること。

こうした中、国においてはデジタル人材育成のため、東京23区における大学定員の規制をデジタル人材を育成する情報系学部・学科等に限り緩和することとされたが、こうした動きはまさに東京一極集中是正に逆行するものであり、地方において高度デジタル人材の育成ができる環境整備を一層推進すること。

《高速通信基盤の整備》

- (5) DXの基礎となる5Gなど高速通信基盤については、「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、地域格差が生じることのないよう国の責任において通信事業者による整備を促進すること。

《地域の活力を維持するための地方行政のデジタル化、地方公共団体間の協働・連携の取組の支援》

- (6) 人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、財務や決算統計等の内部管理事務に関するシステムを標準化の対象にするなど地方行政のデジタル化、県と市町村間あるいは市町村相互の協働・連携の促進に向け、地方の意見を十分に踏まえながら、取組を促進するために必要な財政支援等を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 「デジタル田園都市国家構想交付金」は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効な制度であり、地域再生計画等に基づく継続的な施策展開を図ることができるよう、安定的に予算が確保されることが必要です。

また、同交付金については、移住交流イベントや移住体験ツアーにかかる参加者の交通費への助成や販促物の製作にかかる経費などが、個人への給付に当たるとして対象外とされていますが、これらは事業と密接に関連した経費であり、集客・宣伝などの事業効果に影響を与えるものでもある

ため、対象経費として認めるなど、地方の実情に応じて活用しやすい制度にする必要があります。

- (2) 当県では、コロナ禍を契機としたリモートワークやワーケーションなどの多様な働き方の普及を地方への人の流れを拡大する好機と捉え、人材誘致という視点による移住の拡大を図るため、首都圏企業等に対するPR活動や、当県独自のオーダーメイド型支援制度の提案による個別企業に対する誘致活動を展開していますが、こうした取組を集中的に展開するため、リモートワークを実施する企業が行う情報通信環境整備や、従業員の移住関連経費等を「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)」の対象とするなどの財政支援が必要です。

また、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっており、地域おこし協力隊の受入れや定着支援は重要な方策であると考えます。

当県では、地域おこし協力隊の活動の充実や、定住・定着を図るため、市町村を越えた広域的な枠組を活かし、隊員OB・OGとの連携により、現役隊員向けの研修・交流会や相談サポートを独自に実施していますが、こうした取組を継続して行うため、特別交付税措置の対象とするなどの財政支援が必要です。

- (3) 「移住支援金」については、対象となる移住者・法人にかかる要件が厳しいため、その支給実績は増加傾向にあるものの、令和4年度末時点で46世帯にとどまっている状況です。

これまで、令和元年度には支給対象者の居住・通勤要件や就業先企業要件の緩和などの一部改正が行われ、令和3年度からは、それまでの業務を引き続きテレワークで行う移住や、市町村が関係人口として認める移住などに対象が拡大されましたが、居住・通勤要件については、直近1年以上連続かつ通算5年以上の東京23区への在住又は通勤が要件とされているなど、いまだ緩和が不十分であり、就業先企業要件についても、みなし大企業が対象外とされていること等により、地域経済牽引の中核となる企業規模が大きい誘致企業が対象外となるケースがあるなど、要件の更なる見直しが必要です。

また、移住支援金の利用拡大に向けた制度周知について、各道府県の取組に加え、国においても東京圏の移住相談窓口やハローワーク等での転職希望者や移住潜在層への情報発信の強化が必要です。

- (4) 近年、当県内の大学においては、国の交付金を活用した、国立大学と公立大学の共同によるシステム指向のエンジニアや、スマート農業人材の育成に向けた取組が実施されています。

地方大学が、ポストコロナの担い手となる多様な人材を育成・輩出していくためには、国公私立を問わず、大学経営の基盤となる財源についても

国がしっかりと支援しながら、地方創生に向けた取組を力強く後押ししていく必要があります。

また、国では、令和6年度から、デジタル人材に限り、東京23区における大学定員の規制を緩和することとしており、東京一極集中に拍車をかける懸念があります。

近年、当県内の大学においては、情報工学やデータサイエンス等の教育の充実を図っているほか、ICT・データサイエンスを専門的に学ぶ新学部の開設を目指すなど、デジタル人材の育成に向けた取組を強化しており、高度なデジタル人材を育成できる環境整備の一層の推進が必要です。

(5) 国では、昨年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタル基盤の整備を地域のニーズに即してスピード感を持って推進することにしていますが、大都市圏に比べて収益性が低い地方において、5Gなど高速通信基盤整備の遅れが懸念されます。

(6) 当県では、全国最速のペースで人口が減少しており、時代の変化に的確に対応した持続的・安定的な行政運営を目指す必要があることから、「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」を設置し、行政サービスの提供や公共施設のあり方について、中長期的な視点に立って検討を進めているところです。

地域課題に対応していくためには、地方行政のデジタル化、県と市町村間あるいは市町村同士が協働・連携して取り組むことが必要であり、自治体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

地方行政のデジタル化を進めていく上では、地方公共団体共通の財務や決算統計、予算編成等の内部管理事務に関するシステムについて、統合やクラウドへの移行などに取り組んでいく必要がありますが、各都道府県が個別に行うことは非効率であることから、国において標準化を図る必要があります。

また、当県では、「秋田県・市町村協働政策会議」等において、生活排水処理の広域化・共同化など、共通する課題の克服に向けて協議を進めているところです。

本年11月には、生活排水処理事業について、県・市町村・民間企業が共同で出資し、職員を派遣することにより全県域で事務の補完と技術の継承を担う広域補完組織を全国で初めて設立することにしており、こうした取組を一層推進していくためには、国の支援が必要です。

(担当課室名) あきた未来創造部あきた未来戦略課、高等教育支援室、
移住・定住促進課
総務部行政経営課、企画振興部市町村課、デジタル政策推進課)

V-2 地方の財政基盤の充実・強化について（拡充）

総務省自治財政局、自治税務局
財務省主計局

【要望の内容】

- (1) 本年7月の大雨災害からの復旧に要する経費が多額に上ることから、特別交付税の配分に当たって特段の配慮を行うこと。
また、大規模災害が連続して発生し、復旧工事量が膨大で被災年度の発注が困難な場合には、翌年度も現年補助災害復旧事業債と同等の措置の適用を可能とするなど柔軟に運用すること。
さらに、今回の大雨災害を受け実施する治水対策には一定の年数を要することから、時限措置となっている緊急浚渫推進事業債と緊急自然災害防止対策事業債の事業期間を延長すること。
- (2) 令和6年度の地方財政計画の策定に当たっては、住民に身近な行政サービスを安定的・持続的に提供した上で、地域の実情に応じた取組を進めていくことができるよう、一般財源総額を確保すること。
- (3) 「次元の異なる少子化対策」として、児童手当の拡充をはじめとした国が全国一律で行うべき仕組みは、地方団体の財政力に応じて、子ども・子育て施策に地域間格差が生じることのないよう、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施するとともに、地方団体が地域の実情に応じてきめ細かに取り組む少子化対策について、各団体の創意工夫が生かせるよう、地方財源を確実に確保すること。
- (4) 地方交付税については、「地方固有の財源」であり、今般の総合経済対策にかかる所得税の減税による交付税原資の減収分を国の責任で確実に補填した上で、総額を確保するとともに、地方交付税制度の本来のあり方を十分に踏まえた機能の維持・充実を行うこと。
また、「地域社会再生事業費」及び「デジタル田園都市国家構想事業費」について、条件不利地域の実情を踏まえた現在の算定方法及び算定額を維持すること。

- (5) 東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- また、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象とした見直しを令和6年度の税制改正において確実に実施するとともに、電気・ガス供給業に対する収入金額課税制度については、地方税収を安定的に確保する等の観点から、これを堅持すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年7月の大雨災害では、被災した土木施設の応急復旧や国庫補助制度の対象とならない農地・農業用施設の復旧支援、一般家庭の生活再建や中小・小規模事業者の事業継続に向けた支援など、復旧に多額の一般財源負担を要していることから、特別交付税による支援が必要です。
- また、県分の公共土木施設の被害額が約188億円と多額に上っておりますが、当県では、昨年8月にも大雨災害が発生しており2年連続で大規模災害に見舞われ、必要な復旧工事が非常に多くなっています。復旧工事は災害査定後の発注となるため、昨年度に現年分として発注した工事はほとんどが繰り越しされている中、人口減少が進み建設事業者の絶対数が足りていないこともあり、今年度入札した過年分の工事は、不調が数多く発生しています。
- そのため、本年の復旧工事の内、現年補助災害復旧事業債を活用して対応できるのは110億円程度の見込みであり、残りの4割程度は令和6年度予算で過年補助災害復旧事業債を活用して対応せざるを得ない状況となっております。
- 連続した大雨災害の発生により、復旧経費だけでなく、抜本的な治水対策など防災・減災に要する費用負担も非常に大きくなっていることから、被災した自治体に対しては、手厚い地方財政措置が必要です。
- (2) 地方公共団体が、人口減少対策はもとより、賃金水準の向上やDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、脱炭素社会の実現、国土強靱化のための防災・減災対策などの重要課題に責任を持って取り組み、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に提供していくためには、地方交付税をはじめとして、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。
- (3) 国内の令和4年の出生数は統計開始以来、初の80万人割れとなり、当

県においても出生数が過去最小の4千人割れとなるなど、全国的に少子化が加速しており、早急な対策が求められています。

当県では、少子化の大きな要因である若年女性の転出超過の抑制に向けて、若年女性の働く場の確保や魅力ある職場づくり、賃金水準の向上などに特に力点を置いて取り組み、結婚支援や子育て支援といった取組と併せて総合的に実施しています。

少子化の克服に向けては、国が全国一律に行う施策と地方団体が創意工夫を生かして行う施策が組み合わさることで効果的なものとなりますので、例えば、児童手当の拡充に伴い地方負担分を地方交付税で措置する際には、一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上するなど、必要な地方財源を確実に確保することが必要です。

- (4) 広大な県土を有する一方、経済・財政基盤が脆弱で、人口の急減が大きな課題になっている当県にとっては、地方交付税等の減少が、施策・事業の推進に大きく影響することから、地方交付税総額の確保はもとより、地方公共団体間の財政力格差解消のための財源調整機能の維持・充実も重要です。

こうした地方の声を受けて、「地域社会再生事業費」や「デジタル田園都市国家構想事業費」が地方財政計画に計上されておりますが、地方創生や地域社会の維持・再生のためには息の長い取組が必要であり、また、デジタルインフラの整備における都市と地方の格差などにより、地域におけるデジタル化の推進にも一定の期間を要することから、これらの費用の算定においては、条件不利地域に対する継続的な措置が必要です。

- (5) 今後、確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、東京一極集中の状況や地域間の財政力の格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を早急に構築することが必要です。

また、外形標準課税については、全国的に外形対象法人数の減少傾向が継続しており、当県においては、当該法人数が令和元年度から令和4年度までの3年間で約2割の減少となっていることから、制度導入の趣旨を損なうことがないように見直しを行うべきです。

収入金額課税制度については、受益に応じた課税制度として定着しているほか、当県における法人事業税収の1割強に上るなど、地方にとって安定的な財源になっていることから、今後ともこれらの制度を堅持すべきです。

(担当課室名 総務部財政課、税務課)

VI 時代の変化を見据えた成長産業の拡大

VI-1 環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について

総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、港湾局

【要望の内容】

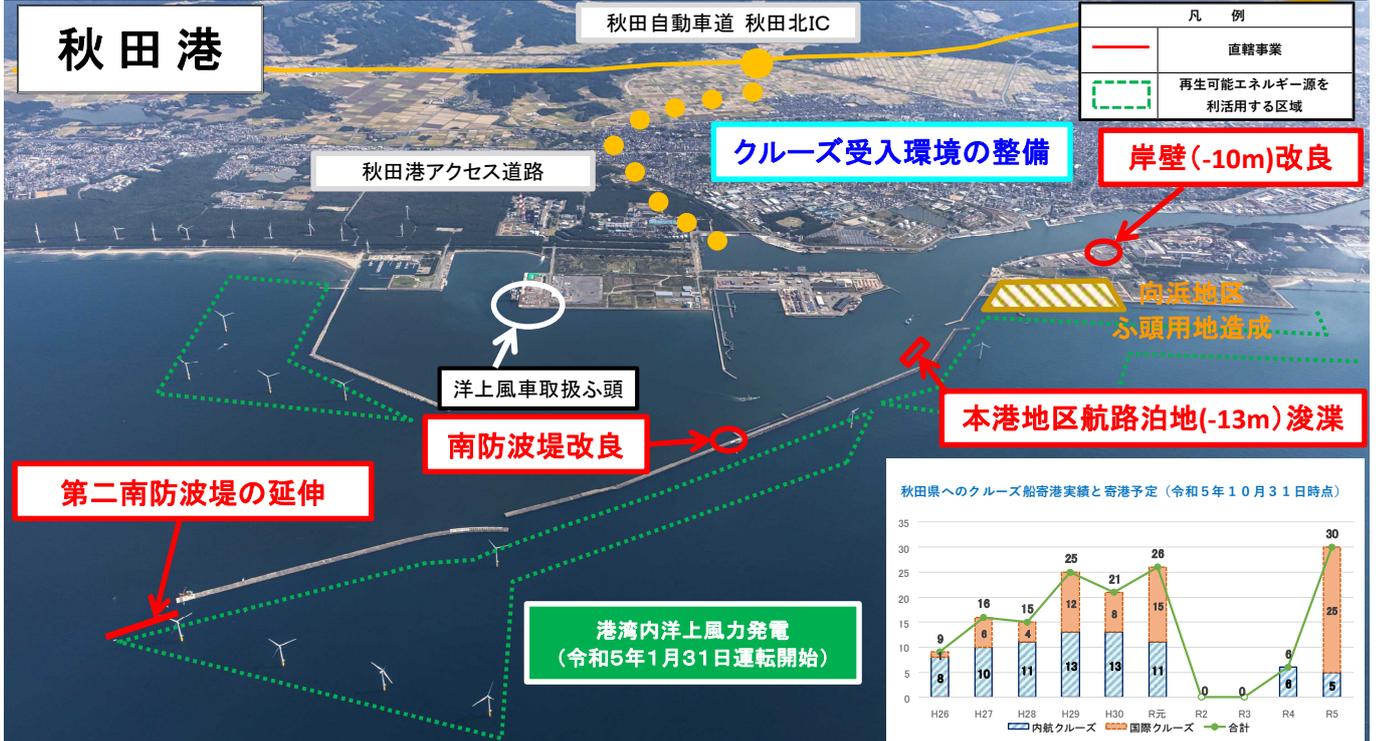
- (1) 基地港湾である秋田港及び能代港が継続的かつ最大限に利用されるよう配慮するとともに、今後、新たな洋上風力発電事業の進展に伴い、風車の大型化等が想定されるため、港湾機能の更なる強化について検討すること。
また、洋上風力発電事業の迅速化と効率化を図るため、船川港の活用に向けた港湾計画変更にかかる技術的助言を行うこと。
- (2) 秋田港及び能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、国直轄事業である防波堤の整備等を促進すること。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港における施設改良や維持管理に必要な予算を確保し支援すること。
- (4) 洋上風力発電の早期稼働に向け、風車建設に必要な施設整備を迅速かつ確実に進めるため、ふ頭用地の整備に対し、地方負担を軽減するための措置を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

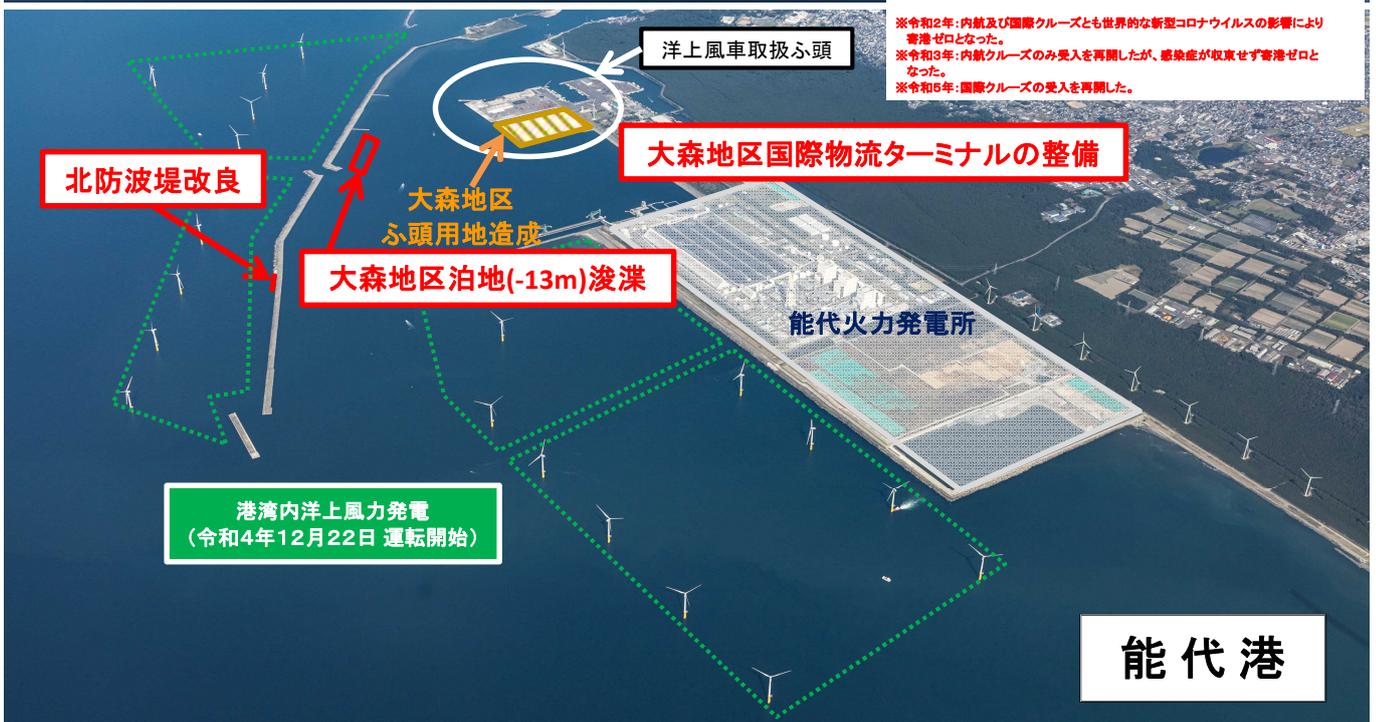
- (1) 基地港湾や周辺用地の整備にかかる費用対効果を最大化するため、基地港湾である秋田港及び能代港が継続的かつ最大限に利用されることを考慮する必要があります。
また、一般海域における新たな洋上風力発電事業の進展に伴い、風車の大型化等が想定されるため、岸壁設備をはじめとした港湾機能の更なる強化について検討していく必要があります。
さらに、船川港については、洋上風力発電設備の設置・組立やその後のO&M（運転及び保守）機能を確保する必要があります。
- (2) 秋田港及び能代港では、将来の貨物量や航行船舶の増加に対応した環境整備が必要となっています。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港では、係留施設の老朽化対策や臨港道路の補修など、港湾機能を適切に維持するための整備を行う必要があります。
- (4) 「2050年カーボンニュートラル」は、国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題となっています。
主要な対策となる洋上風力発電は、大量導入やコスト低減が可能で経済波及効果も期待されるとともに、エネルギー安全保障の面でも重要な脱炭素の国産エネルギー源となっています。
洋上風車建設に必要な新たなふ頭用地の整備は、多額の県負担を伴う大規模工事であるとともに、短期間で確実に完了させるためには、地方財政措置等の負担軽減策が必要です。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備

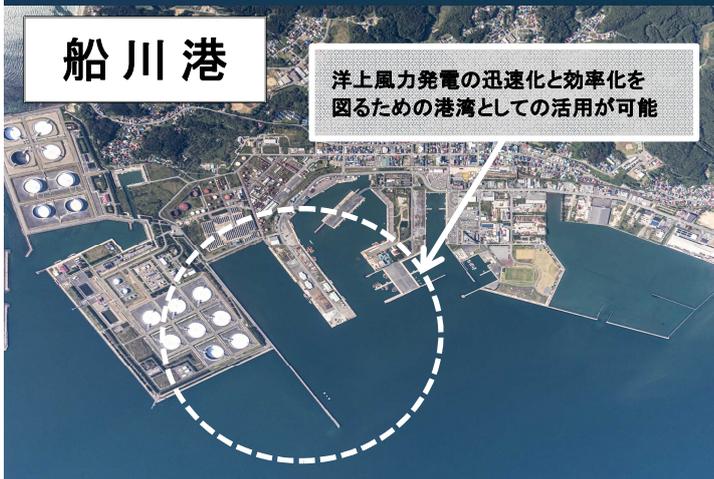
秋田港



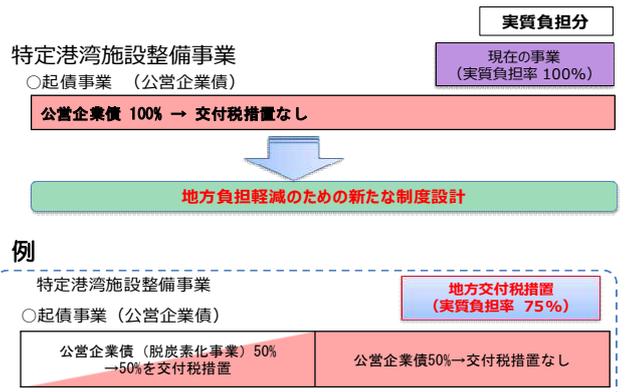
北防波堤改良



船川港



港湾事業の地方財政措置について



(担当課室名 建設部港湾空港課)

VI-2 中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について (拡充)

中小企業庁
資源エネルギー庁

【要望の内容】

- (1) エネルギー価格の高騰については、全国で幅広い業種の事業者が厳しい状況に立たされていることから、全ての事業者の負担が軽減されるよう、電気・ガス料金の負担緩和に関する一元的な支援策を講じること。
- (2) 事業者の資金繰り支援については、過剰債務など厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経営環境を踏まえ、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化すること。
- (3) 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型補助金（災害時））については、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、より多くの事業者の復旧支援に活用できるよう、都道府県に対する補助上限を引き上げるとともに、対象事業者に中小企業を含めるなど、制度の拡充を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 国では、エネルギー価格高騰対策として、事業者等の電気・ガス料金の負担軽減を図るための支援を実施していますが、依然として価格の高騰が続いており、企業の経営を圧迫していることから、全ての事業者に支援が行き届くよう、一元的な対応による更なる対策が必要です。
- (2) また、感染症の拡大に対応して拡充された融資制度を活用し、これまで経営を維持してきた企業については、返済が本格化する時期を迎えており、事業者の資金繰りを支援していくことが必要です。
- (3) 近年頻発している豪雨等の自然災害により、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たしている中小企業・小規模事業者の被災が増加していますが、コロナ禍や価格高騰などによる経営難に対処するための資金借り入れ等により経営体力が弱まっている事業者が増えており、早期復旧及び事業の継続を促進するためには、復旧費用に対する補助制度の充実が必要です。

(担当課室名 産業労働部産業政策課)

VII 攻めの農林水産業の振興

VII-1 食料安全保障の強化に向けた対策の充実について

農林水産省大臣官房、農産局、畜産局、
経営局、農村振興局、農林水産技術会議

【要望の内容】

- (1) 食料安全保障の強化に向けては、食料・農業・農村基本法の改正を見据え、総合的に施策の充実を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- (2) 地域における農地利用のあり方を検討していくためのツールとなる「畑地化促進事業」などの畑地化支援については、予算を十分に確保するとともに、一定期間継続すること。
- (3) 畑地化する水田については、排水対策や輪作体系の確立など、生産性の向上に向けた取組を支援するとともに、平場での作期分散や中山間地域での収量確保を可能とする大豆の早生品種を開発すること。
- (4) 子実用とうもろこし等の飼料作物について、畑地化後の輪作の促進や飼料自給率向上の観点から、輪作体系に組み込んだ場合に助成を行うなど、生産拡大に向けた新たな支援策を講じること。
- (5) 条件不利農地が面的に利用・保全されるよう、産地形成にも寄与しつつ省力栽培できるソバ等の生産を持続的に支えるための条件不利対策を講じること。
- (6) 食料安全保障上のリスクとなる温暖化に対応していくため、適応技術や対応品種などの開発・普及を推進すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 食料安全保障の強化に向けては、生産対策や担い手対策等に加え、水田機能の維持や畑地化などの農地利用、再生産に配慮した価格形成など、総合的に施策の充実を図り、農家の意欲を高めていくことが重要です。

- (2) 畑地化を推進するため、用排水系統を踏まえた農地のゾーニングのほか、地権者や土地改良区との調整を進めていますが、畑地化促進事業の採択率が2割弱にとどまっていることから、農地利用の転換が進まず、調整中の地域における話し合いも停滞することが懸念されます。
- (3) 当県では、持続可能で収益性の高い輪作体系を確立するため、プロジェクトチームを設置し、大豆の難防除病害や排水対策など、単収向上に向けた指導体制と技術普及を強化しています。
- (4) また、子実用とうもろこしを組み入れた輪作体系の実証やイアコーンサイレージなどの生産・給与実証に取り組んでおり、耕畜連携による飼料作物の生産拡大を目指しています。
- (5) 荒廃農地の発生を防止するためには、ソバ等の省力作物で面的に条件不利農地を利用・保全していくことが重要ですが、農業者の生産努力だけでは限界があることから、その営農を支えていく必要があります。
- (6) 当県では、今夏の記録的な猛暑により、農作物の品質低下や収量減少が発生しており、今後も夏場の高温傾向が続くことが懸念されることから、対策の強化が必要です。

【参考資料】

新秋田元気創造プラン(2022～2025年度)に掲げる目指す姿

農業の食料供給力の強化

経営力の高い担い手が持続的・効率的な生産体制により本県の広大な農地を最大限に活用して食料供給を担う農業の実現を目指します。

《施策の方向性》

- ① 経営力の高い担い手と新規就農者の確保・育成
- ② 持続可能で効率的な生産体制づくり
- ③ マーケットに対応した複合型生産構造への転換
- ④ 戦略的な米生産と水田のフル活用の推進
- ⑤ 農産物のブランド化と流通・販売体制の整備

(担当課室名 農林水産部農林政策課、農山村振興課、水田総合利用課、畜産振興課、農地整備課)

Ⅶ-2 自給率向上と国土強靱化に向けた農業農村整備事業の 予算確保について

農林水産省大臣官房、農村振興局

【要望の内容】

- (1) 効率的で収益性の高い生産構造への転換を図り、食料自給率を向上させるためには、ほ場の大区画化や排水対策等が極めて重要であることから、基盤整備に必要な予算を十分に確保すること。
- (2) 激甚化・頻発化する自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、防災・減災対策や国土強靱化に必要な予算を継続的に確保すること。

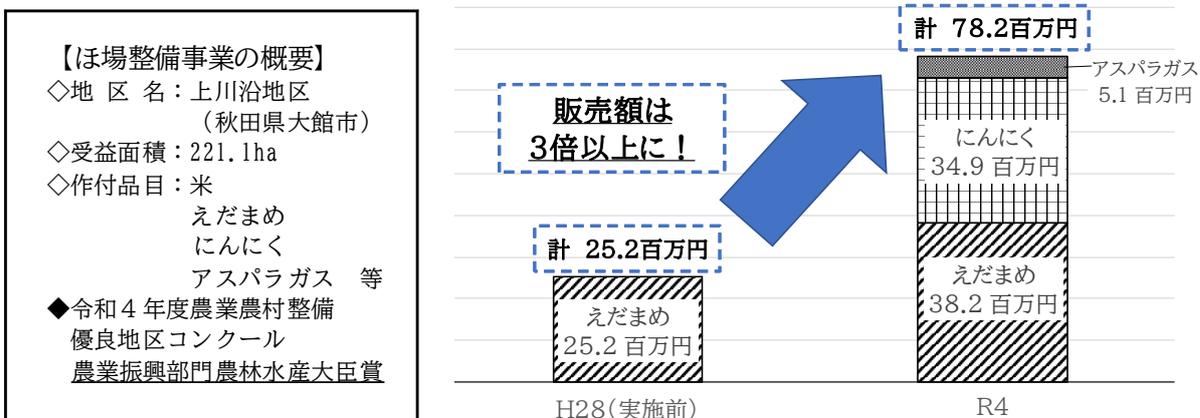
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、収益性の高い生産構造への転換やスマート農業の普及拡大を図るため、農地集積と園芸振興施策を三位一体で行う「あきた型ほ場整備」を重点的に推進しています。
- (2) 畑作物の需要に応じた生産を促進するブロックローテーションの体制構築のためには、暗渠排水等のほ場の排水対策を実施することが重要です。
- (3) 農業生産に不可欠な農業用水の安定供給を実現するため、国営・県営かんがい排水事業等による農業水利施設の計画的な更新・補修を実施し、施設機能の保全を図ることが必要です。
- (4) 昨年8月に続き、本年7月にも大雨により多くの農地・農業用施設が被災しており、激甚化・頻発化する自然災害に対し、老朽ため池の整備など、農村地域の防災・減災対策を推進することが必要です。
- (5) 食料自給率の向上と国土強靱化を図る上で、農業農村整備事業は極めて有効な施策であることから、必要な予算を確保することが重要です。

【参考資料】

1 「あきた型ほ場整備」の取組と成果

大館市上川沿地区では、ほ場整備と併せて園芸施設の整備や農地の集積を推進



アスパラガスの栽培



えだまめの収穫

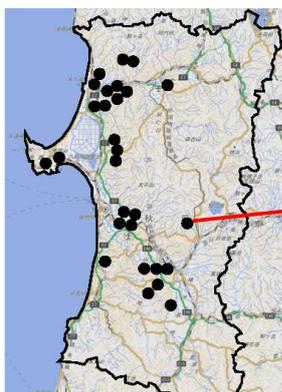


冬期間のにんにく調製作業

園芸作物の栽培にチャレンジ ➡ 地域雇用を創出! 収益もアップ!

2 ため池改修による被災の未然防止 (令和5年7月大雨)

梅雨前線の影響がもたらす大雨により、農業用ため池28か所が被災



被災ため池28か所



決壊した小黒沢ため池 (仙北市)

昨年8月豪雨・本年7月大雨 ➡ 改修済みため池の被災は ゼロ

(担当課室名 農林水産部農地整備課)

VII-3 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

財務省大臣官房、主計局
農林水産省大臣官房、農産局、畜産局、
経営局、農村振興局、農林水産技術会議

【要望の内容】

- (1) 「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）」、「経営発展支援事業」、「畜産クラスター事業」など、農業の持続的発展に向けた予算を十分かつ継続的に確保すること。
- (2) ドローンを活用した生育量の測定や、施設園芸の自動灌水施肥システムなど、省力化や生産性向上等に資するスマート技術の研究開発を推進するとともに、技術導入にかかる負担軽減について必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 生産者の高齢化、労働力不足等が進展している中、食料自給率の向上に資する生産拡大を図るためには、生産性や収益性の強化に向けた生産基盤の整備に必要な予算を十分かつ安定的に確保することが必要です。
- (2) 当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸・畜産の大規模生産団地を全県に各50か所以上整備してきたところであり、農畜産物の出荷量の拡大や新規就農者の確保が図られるなど、着実に成果が現れてきています。
- (3) こうした大規模生産団地の整備には、「産地生産基盤パワーアップ事業」のほか「畜産クラスター事業」などを活用し、地域の実情に応じた支援を行うことが不可欠であることから、予算を安定的に確保する必要があります。
- (4) これまで当県では、スマート技術の実証プロジェクトを通じて、省力化や生産性向上等に取り組んでおり、今後、新規就農者を含めた担い手への普及拡大を進めるためには、より効果の高い新技術の開発に加え、その技術導入に対する支援が必要です。

【参考資料】

1 産地生産基盤パワーアップ事業の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和4年度実績 (R3補正)	能代市比八田・外荒巻地区、八峰町峰浜地区、 由利本荘市大内地区など 計5地区	470	208
令和5年度計画 (R4補正)	秋田市上新城地区、にかほ市馬場・田抓地区、 大仙市齊内地区など 計5地区	848	388
令和6年度計画	大潟村、由利本荘市、潟上市など 計7地区	2,485	1,128

2 農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地区名	事業費	補助金
令和4年度実績	大潟村大潟地区、五城目町大川地区、大仙市四 ツ屋地区、横手市雄物川地区 計4地区	58	14
令和5年度計画	羽後町谷地中地区、鹿角市大久保地区、大仙市 藤木地区など 計8地区	66	16
令和6年度計画	大仙市大沢郷・強首地区、由利本荘市子吉地 区、仙北市田沢地区など 計9地区	139	34

3 畜産クラスター事業の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地区名	事業費	補助金
令和4年度実績 (R3補正)	北秋田市鷹巣 (交付決定後、資材高騰等を理由に取り下げ)	—	—
令和5年度計画 (R4補正)	要望なし	—	—
令和6年度計画	横手市雄物川地区、由利本荘市大内地区 計2地区	188	94

(担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、
畜産振興課)

VII-4 農地中間管理事業の着実な推進について

農林水産省経営局

【要望の内容】

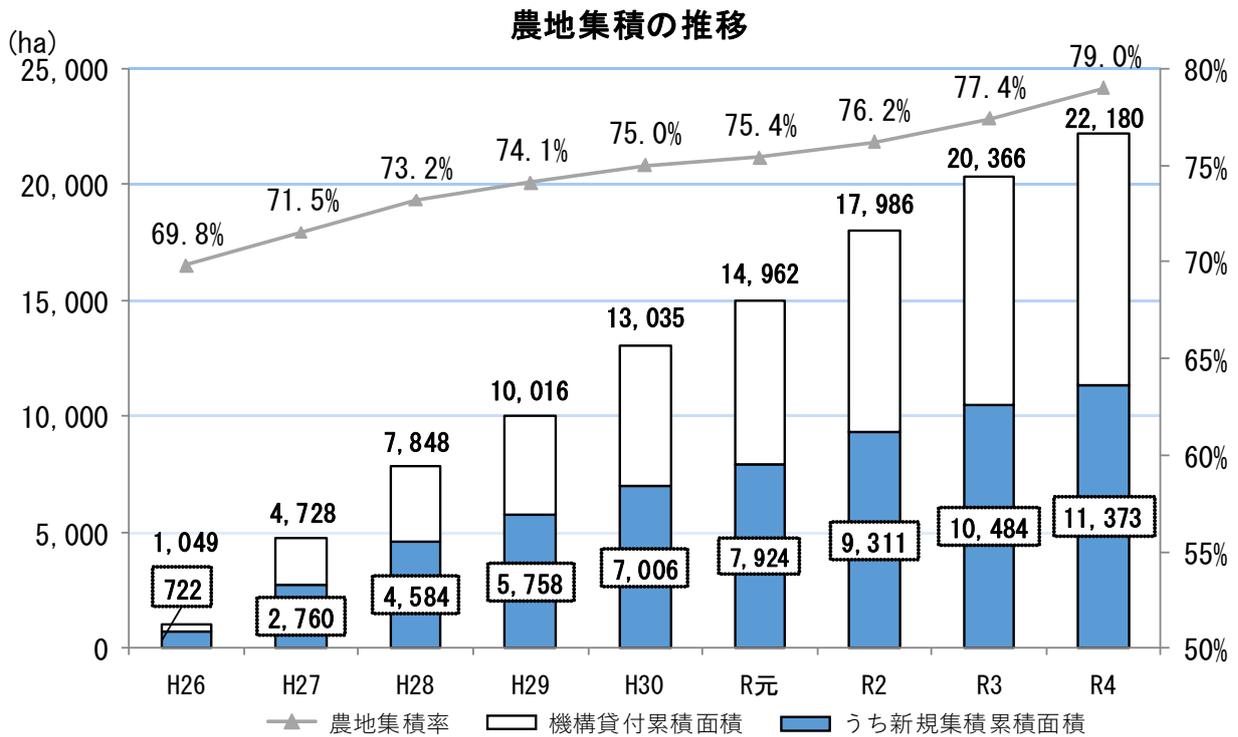
- (1) 農地の再契約や、地域内外からの受け手を掘り起こす過程において中間保有する農地の管理等の業務が増加することが見込まれる中、農地バンクが安定的な運営を行えるよう、「農地中間管理機構事業」の予算を十分に確保し、地方に負担が生じないようにすること。
- (2) 農地の集積・集約化のインセンティブとなる「機構集積協力金交付事業」の予算を十分に確保するとともに、受け手とのマッチングが難しい農地について、受け皿となる経営体を育成・確保し、農地を貸し付ける取組を支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

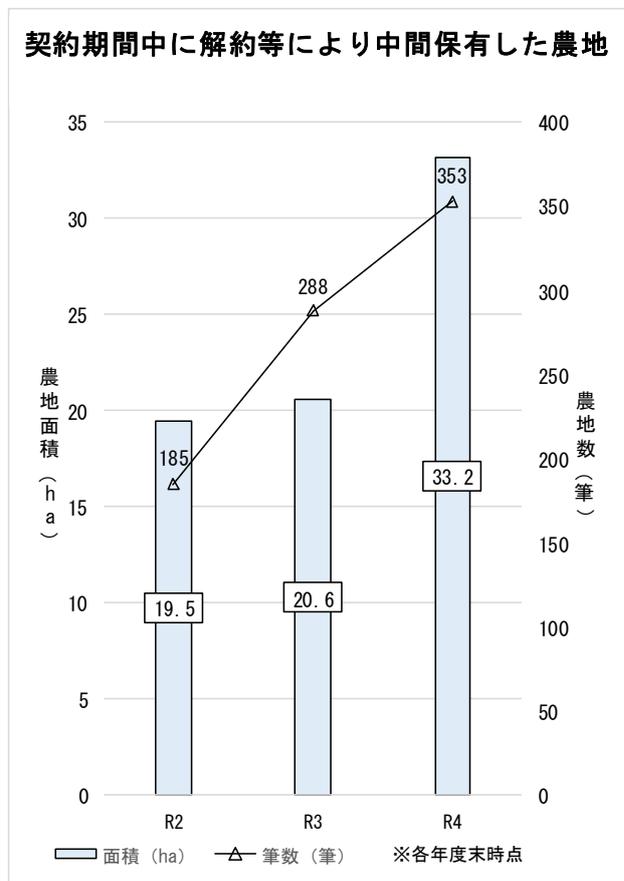
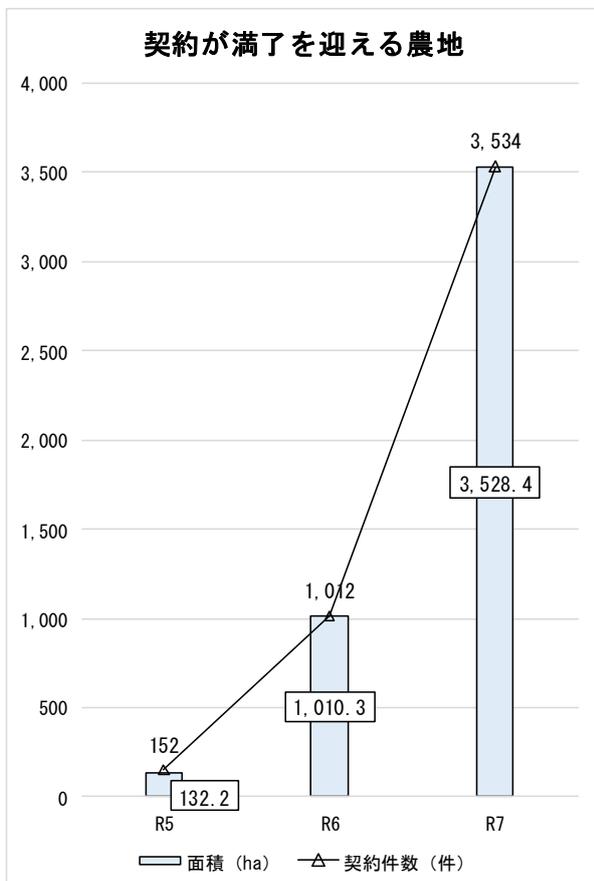
- (1) 農地バンクが創設されて10年目を迎える中、当県では農地の集積が着実に進んでいるところですが、今後は満了を迎えた農地の再契約が増加するほか、受け手の高齢化により再契約に至らない農地や契約満了前に解約となる農地への対応が増加すると見込まれています。
こうした業務量に応じた予算が確保されない場合、農地バンク業務への支障が懸念されます。
- (2) 現在、各市町村で地域計画策定を進めていますが、当県では人口減少や高齢化が特に進行しており、目標地図に受け手を位置づけることが困難な農地が一定程度見込まれることから、地域内で受け皿となる組織の育成を促すことや、新たに外部からの担い手を呼び込むことが必要となっています。

【参考資料】

1 当県の農地バンクの取組実績



2 当県の農地バンクの業務量増加の背景



(担当課室名 農林水産部農林政策課)

VII-5 需要に応じた米生産推進のための環境整備について

農林水産省大臣官房、消費・安全局、
農産局、農林水産技術会議

【要望の内容】

- (1) 水田のフル活用と地域の創意工夫による産地づくりを推進するため、「水田活用の直接支払交付金」の十分な予算を安定的に確保すること。
- (2) 政府備蓄米については、国として、凶作や災害など不測の事態に備えるため、一定量を確保するとともに、米産県に配慮した県優先枠の配分を継続すること。
- (3) 米のカドミウム低吸収品種の導入に当たっては、国が主体となって、消費者や流通業者等の理解醸成を図るとともに、国内外の基準の見直しの動向を踏まえ、各産地が一体となって取り組めるよう国として体制整備を行うこと。
- (4) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の基幹施設の統廃合や新設について、耐震性診断や維持・更新計画の策定と、それに伴う施設の改修に対する支援対策に必要な予算を十分に確保すること。
- (5) 販売を起点とした米づくりの推進に当たっては、高付加価値化による需要創出が重要であることから、有機農業や地球温暖化防止等にも効果の高い営農活動への支援や、省力化機械等の開発や導入に必要な「みどりの食料システム戦略推進総合対策」などの予算を安定的に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、米政策の転換以降、生産の目安を示しつつ、事前契約の締結により確かな需要に基づく米づくりを推進しており、引き続き、農業者が安心して作付転換に取り組めるよう、十分な予算の確保が必要です。
- (2) 政府備蓄米は、特に米産県において、需給調整を推進する上で、重要な選択肢となっており、今後も安定的かつ実効性のある制度であることが求められています。
- (3) 当県では、令和7年産米からカドミウム低吸収品種「あきたこまちR」へ切替ることにはしていますが、事実誤認による反対運動が展開されていることから、国として、低吸収品種の実施方針を消費者や流通業者等にし

っかり伝えるとともに、各産地が足並みを揃えて対応するための支援が必要です。

- (4) 稲作の基幹施設として当県で整備されている46基の穀類乾燥調製貯蔵施設について、これまで小規模な補修を繰り返しながら利用してきていますが、老朽化や機能低下が著しく、地震などにも対応できるよう、施設の抜本的な改修や強化、更新が喫緊の課題になっています。
- (5) 当県では、「みどりの食料システム法」の基本計画に基づき、有機農業等の推進に向けて自動除草ロボットや、化学肥料の低減に向けた可変施肥機等の導入を支援しており、引き続き、米の高付加価値化による需要創出を図るためには、安定した予算の確保が必要です。

【参考資料】

1 水田活用の直接支払交付金の交付状況

(単位：億円)

項目	令和2年	令和3年	令和4年
戦略作物助成等	76.8	76.8	83.8
産地交付金	35.5	43.6	31.8
計	112.3	120.4	115.6

※戦略作物助成等には都道府県連携型助成等（令和3年：1.3億円、令和4年：0.5億円）を含む

2 当県におけるカントリーエレベーターの設置状況

(単位：基)

設置時期	昭和40～63年	平成元～10年	平成11年～	計
基数	19 (うち更新済4基)	17	10	46
備考	耐用年数経過	今後10年以内に耐用年数経過	耐用年数10年超	

※既に耐用年数を経過している施設と今後10年以内に耐用年数を経過する施設で約8割を占める

3 秋田県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画の目標

指標名	単位	基準年		目標年	
		年	実績値	年	目標値
有機JAS認証ほ場面積	ha	R2	419	R7	500
特別栽培米の作付面積	ha	R3	3,171	R7	6,471
長期中干しの取組面積	ha	R3	2,783	R7	2,891
施設園芸におけるヒートポンプの導入数	経営体	R3	64	R7	80

※資料：秋田県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画より抜粋

(担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

VII-6 飼料及び燃油等の高騰対策について

農林水産省大臣官房、農産局、畜産局

【要望の内容】

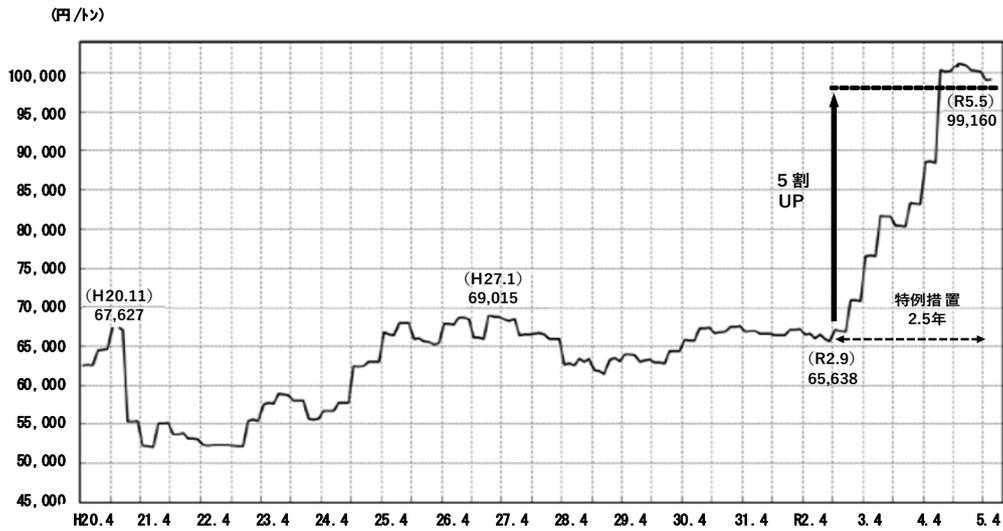
- (1) 配合飼料価格安定制度の財源を継続して確保するとともに、畜産経営が再生産可能な水準で補填が発動されるよう特例措置を継続すること。
- (2) 「施設園芸セーフティネット構築事業」について、燃油使用量の削減目標等の要件を緩和し、積雪寒冷地の農家も使いやすい制度にすること。
- (3) 燃油の高騰に伴い、物流コストが増大していることから、パレット規格の統一化や、ICTを活用した物流の可視化によるドライバー労働時間の短縮など、効率的な物流体制を構築すること。

【要望の背景や当県の取組】

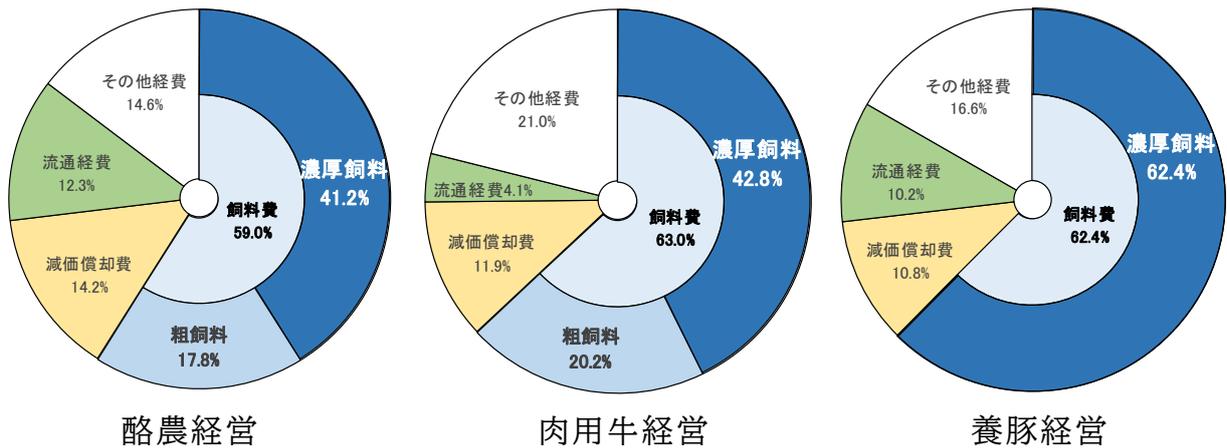
- (1) 世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等の影響により、各種資材価格が高騰し、先行きが見通せないことが、担い手の懸念材料となっていることから、不安が広がらないよう支援を継続することが重要です。
- (2) 配合飼料価格の高止まりにより、生産者の経営環境が悪化していることから、現在講じている特例措置を継続するほか、地域の実情に応じた飼料生産を促し、コスト低減を図ることが重要です。
- (3) 積雪寒冷地である当県の園芸施設においては、通常、二重被覆等の対策が講じられており、特に「施設園芸セーフティネット構築事業」を活用した農家が再度同事業を活用する際、燃油使用量を削減する事業要件の達成が難しいことから、農家が加入しやすい制度とする必要があります。
- (4) 当県では、「物流の2024問題」に向けて実証試験を行い、ドライバーの労働時間の縮減などに取り組んでいますが、大消費地から遠く、燃油高騰の影響を受けやすいことから、これまで以上にコストの削減を図ることが重要です。

【参考資料】

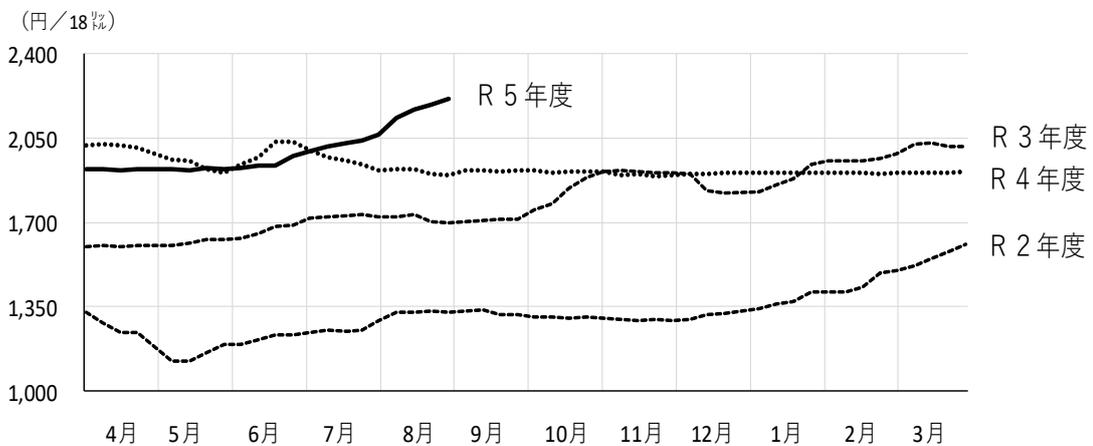
1 配合飼料工場渡価格の推移（資料：（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」）



2 畜産経営に占める飼料費の割合（資料：県農林水産部「作目別技術・経営指標」）



3 県内の灯油小売価格の推移（出典：資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」）



（担当課室名 農林水産部農業経済課販売戦略室、園芸振興課、畜産振興課）

VII-7 豚熱及び鳥インフルエンザの防疫対策について

農林水産省消費・安全局

【要望の内容】

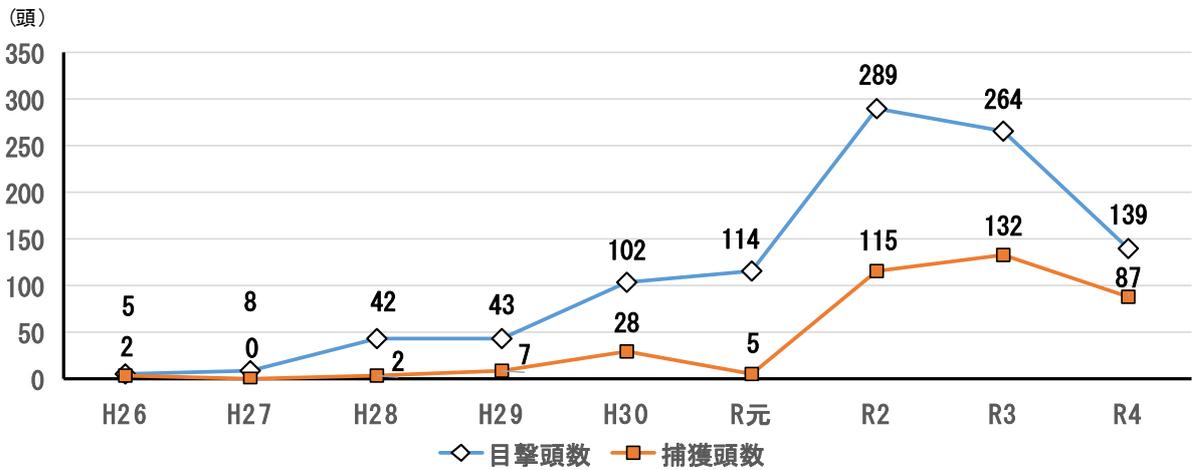
- (1) 豚熱については、当県においても野生イノシシでの感染が拡大していることから、全県域における経口ワクチンの継続散布に必要な予算を確保すること。
- (2) 豚熱及び鳥インフルエンザに関しては、地方公共団体が行う防疫対策に要する経費について、人件費などを含めた補助対象経費を拡充するとともに、発生の如何にかかわらず、国が全額負担すること。
- (3) 産業動物の獣医師を確保するため、国が事業実施する産業動物獣医師修学資金について、十分な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

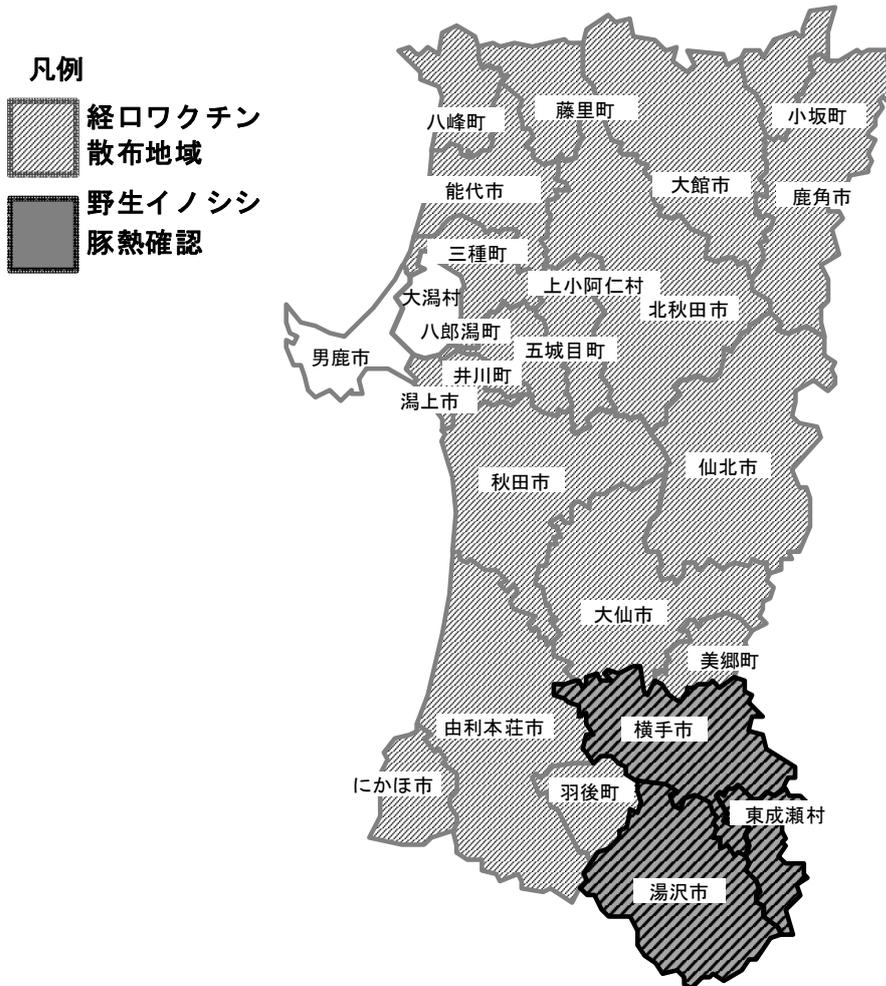
- (1) 県内でも野生イノシシの豚熱感染が継続して確認されるなど、確実に豚熱ウイルスが浸潤しており、今年度は経口ワクチン散布地域を23市町村に拡大していますが、効果を高めるためには更なる散布箇所数の増加と中長期にわたる散布が必要です。
- (2) 鳥インフルエンザ等の発生及びまん延防止に万全を期するためには、発生の如何にかかわらず、地方公共団体による防疫対策や農場での緊急消毒に要する経費について、国が全額負担する必要があります。
- (3) 全国的に特定家畜伝染病が頻発する中、防疫対策に支障を来さないよう獣医師数を確保するため、国が事業実施する産業動物獣医師修学資金の十分な予算の確保が必要です。
また、職域偏在の解消に向け、獣医大学生の理解醸成を図る取組を推進するとともに、受け手となる産業動物獣医療分野の業務環境を改善する取組への支援も必要です。

【参考資料】

1 県内における野生イノシシの目撃頭数及び捕獲頭数



2 野生イノシシ経口ワクチン散布、豚熱確認市町村（令和5年7月30日現在）



(担当課室名 農林水産部畜産振興課)

VII-8 水産基盤整備事業の予算確保について

水産庁

【要望の内容】

安定的に漁業所得を確保し、地域の水産業、漁村を活性化するため、養殖生産拠点の整備や漁港の機能強化・保全に必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年の海洋環境の変化等により、ハタハタやカレイなど、これまで当県水産業を支えてきた魚種が不漁となるなど、漁業生産が低迷しており、安定的な生産が可能となる蓄養殖漁業に取り組む必要があります。
- (2) サーモン養殖の拠点として特定漁港漁場整備事業の採択を受けた八峰町岩館漁港では、若手漁業者グループが養殖技術の改良に努めるとともに、静穏域を確保するための消波施設の延伸に向け、調査設計を進めています。
- (3) 他の漁港等においても養殖可能性調査を実施し、魚種などを検討した上で、蓄養殖を推進することにしており、拠点となる漁港の長寿命化や地震・津波対策による安全性の確保が必要です。
- (4) こうした取組により、安定的な漁業生産による漁業者の所得向上はもとより、若手漁業者の確保や、特産化・観光利用など、地域活性化につなげていくことが重要です。

【参考資料】

1 水産基盤整備事業の整備計画

(単位：百万円)

事業内容	地区名	R 5 当初配分		R 6 計画	
			うち国費		うち国費
養殖生産拠点の整備	岩館漁港	30	15	400	200
漁港施設の機能強化ほか	金浦漁港ほか	548	274	699	350
漁場整備・海底耕うん	北浦漁場ほか	306	153	206	103
海岸施設の長寿命化ほか	象潟漁港海岸ほか	362	181	267	133
計		1,246	623	1,572	786

2 岩館漁港の養殖生産拠点整備



(担当課室名 農林水産部水産漁港課)

VII 観光・交流の活性化と交通基盤の整備

VIII-1 秋田新幹線新仙岩トンネル整備の促進について

総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

【要望の内容】

- (1) 秋田新幹線は、仕事、観光、教育など様々な面で重要な役割を果たしていることから、JR東日本が、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を目的に計画している赤渕～田沢湖間の新仙岩トンネル整備事業を国が進めるデジタル田園都市国家構想の中に位置づけ、支援の具体化を図ること。
- (2) 併せて、幹線鉄道等活性化事業の適用及び整備新幹線と同様の地方財政措置についても、積極的な支援策を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田新幹線は、県外との交流を支える重要な社会基盤であり、当県の発展に大きく寄与していますが、急峻な奥羽山脈を横断するため、自然災害による輸送リスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来しています。
- (2) そのため、JR東日本では、高速化や防災対策の強化等を図るため、新仙岩トンネル整備事業（赤渕～田沢湖間）を計画するとともに、県と同社は、令和3年度に締結した相互連携にかかる覚書をもとに、ボーリング調査等を協力して進めています。
- (3) また、秋田新幹線の運行によって当県と沿線各県との広域的な結びつきが強化されており、仕事や観光はもちろん、県外の大学病院等に所属する医師が新幹線を利用して県内の医療機関に診療に訪れるなど、新幹線による時間短縮効果が様々な面において大きな効果をもたらしています。
- (4) 人口減少が進む中、今後、地域において顕在化が想定される様々な社会的課題に適切に対応するためには、秋田新幹線の運行時間の短縮による広域的な地域生活圏の形成が大きな役割を果たしていくと考えられることから、本トンネル整備計画は、当県の未来にとって必要不可欠なプロジェクトであると考えています。
- (5) なお、当県において経済波及効果等を推計したところ、建設による経済波及効果として約1,113億円、供用開始後の当県における入込客は年間約4万人増加し、約6億円の経済波及効果が見込まれることに加え、遅延・運休による社会的損失の回避が期待されるとの結果を得ています。
- (6) 当県と岩手県の沿線自治体や経済団体等で構成する「秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進期成同盟会」が要望活動を実施するなど、沿線地域においても機運が高まっており、当事業の早期実現が切望されています。

【参考資料】

1 秋田新幹線新仙岩トンネル整備計画



2 秋田新幹線が地域にもたらしてきた効果

・盛岡市、仙台市の出張が日帰りでも容易に可能となったことで、ビジネス環境の向上が図られた。

・秋田駅前の利便性が評価され、JR用地を活用したTV局の移転や、新築マンションが数多く販売されるなど、民間投資が集中し、中心市街地の活性化と暮らし方の変容をもたらしている。



仕事

・秋田～岩手・宮城両県の教育面の往来は増えており、特に国公立医学部のない岩手県から、秋田大学医学部への進学者は、東京都に次いで多い。
(秋田県からの進学者を除く)

・岩手医科大学や東北大学医学部の医師が新幹線を利用し、県内の市中病院へ非常勤勤務で訪れている例もある。



過去3カ年の秋田大学
医学部への入学数の計

東京都	43人
岩手県	32人
宮城県・茨城県	各16人

教育・医療環境



観光



・田沢湖や角館は、新幹線開業を契機に県外からの入込客数が増加し、近年は盛岡市を訪れるインバウンド観光客が新幹線で足を伸ばす例も増加。

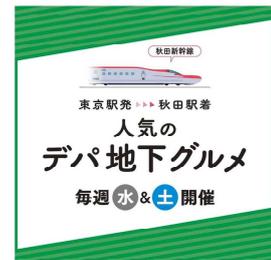
・日本海側のJR五能線を走る「リゾートしらかみ」は、秋田新幹線からの乗換で首都圏から誘客を図っており、新幹線沿線以外にも観光による経済効果が及んでいる。

物流



・JR東日本が開始した「はこびユン」サービスを利用し、県のアンテナショップ（品川）にて冬の味覚「ハタハタ」を販売するなど、鮮度が重要な高付加価値商品の販路拡大に貢献。

・秋田駅前の百貨店では、東京のデパ地下グルメを販売。地方に住みながら、都市部の生活が体験できることで、人口流出の防波堤効果も。



新仙岩トンネルの実現によりこれらの好循環が強化され、地域課題の解決や持続可能なまちづくりに寄与することが期待されます。

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VIII-2 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

【要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施させ、整備計画の決定を行い、整備の促進を図ること。

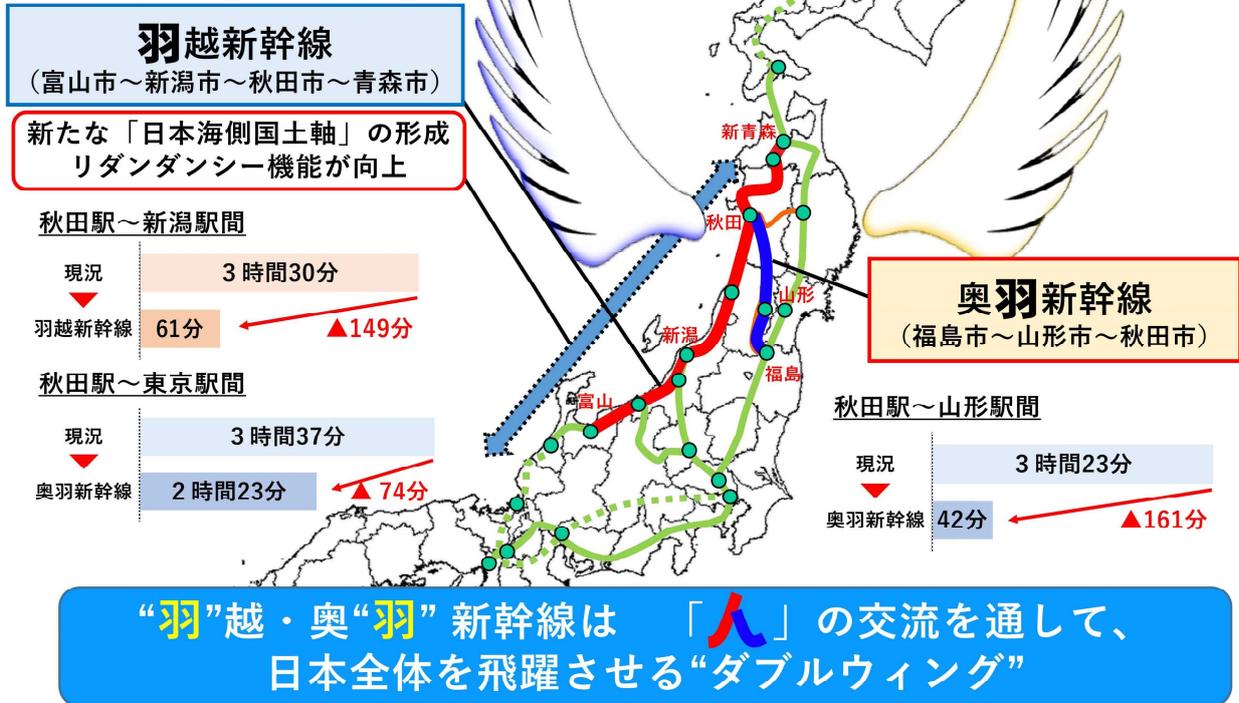
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備は、ビジネス・観光の交流を促進することで、地域の産業や社会に対する大きな効果が期待されるなど、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置づけられ、翌48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか4路線は、昨年9月に九州新幹線西九州ルート¹の武雄温泉－長崎間が開業したほか、北陸新幹線の金沢－敦賀間が来年3月に開業予定であるなど、整備に一定の目途が立ちつつあります。
- (3) 一方、奥羽・羽越両新幹線は、昭和48年に決定された基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査が早期に実施されるなど、整備の促進が図られる必要があります。
- (4) 令和3年6月に公表した沿線6県合同のプロジェクトチームの調査によれば、両新幹線の整備によって首都圏や沿線都市との所要時間の大幅な短縮が見込まれ、投資効率性の評価指標となる費用便益比（B/C）は、整備手法の工夫などにより、両新幹線で整備の妥当性の基準となる1を上回る事業となることが確認されました。
- (5) また、新たな交流圏の創出が期待されるなど、日本全体の活力向上と持続的な発展に寄与するほか、近年自然災害が激甚化し、鉄道に及ぼす影響も大きくなっていることから、リダンダンシーの確保や国土強靱化の観点からも重要です。
- (6) 当県では、県、市町村、経済団体等からなる「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を中心に、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しており、早期整備が強く期待されています。

【参考資料】

沿線6県プロジェクトチームによる調査結果

1 所要時間の短縮効果等



2 事業費の積算結果

	羽越新幹線	奥羽新幹線	羽越+奥羽新幹線
①複線・高架整備	3.44兆円	1.91兆円	5.35兆円
②単線・土構造（路盤）等	2.60～2.71兆円	1.45～1.51兆円	4.04兆円～4.22兆円

※ ②の事業費に幅があるのは、土構造（路盤）整備割合の違いによる。

3 費用便益比（B/C）の算出結果

羽越新幹線	最小値	0.53	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.21	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%
奥羽新幹線	最小値	0.50	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.13	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%
羽越+奥羽新幹線	最小値	0.47	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.08	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%

※ 需要予測の結果を基に、利用者便益、供給者便益、環境等改善便益などを算出し、事業費で除して費用便益比（B/C）を算出。

※ 需要予測に当たっては、内閣府の試算に基づき、2028年まで成長が実現する「ベース」ケースと2060年まで成長が実現する「展望」ケースを想定。

※ 社会的割引率については、国土交通省の指針に基づく「4%」と近年の国債利回り等を踏まえた「3%」を想定。

（担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

VIII-3 国内外との航空ネットワークの維持・拡充について (新規)

外務省アジア大洋州局
国土交通省大臣官房、航空局
観光庁

【要望の内容】

- (1) 秋田空港における台湾定期路線の早期認可に必要な措置を講じるとともに、グランドハンドリング業務や保安検査を行う民間事業者の人材不足の解消、空港施設及び機器の更新等に対する更なる支援策を講じること。
- (2) 大館能代空港において、羽田発着枠政策コンテストにより令和7年3月まで配分されている発着枠の効果が地域に定着するよう、配分期間の延長を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田空港では、令和5年12月に台湾からのチャーター便が就航する運びとなりましたが、地方圏における持続的なインバウンド誘客の促進に当たっては、国際定期便の維持・拡大が不可欠であることから、早期に定期路線としての認可を得て、利用促進を図る必要があります。
- (2) また、当県を含む地方空港においては、グランドハンドリングや保安検査を行う民間事業者の人材不足は依然として大きな課題となっており、大都市圏と比べると外国人宿泊者数の回復も遅れている状況にあります。
- (3) 大館能代空港は、羽田発着枠政策コンテストにより令和4年7月から3往復に増便されており、令和4年10月以降は利用者数がコロナ禍前を上回るなど、一定の需要の掘り起こしが図られつつあります。
- (4) 一方で、コロナ禍の長期化により増便分の運航開始が大幅に遅れたことにより、いまだ県民や地域に増便のメリットが定着していない状態にあり、観光誘客等による交流人口の増加や圏域の企業活動の活発化などの発着枠配分の効果が十分に発現していない状況になっています。

【参考資料】

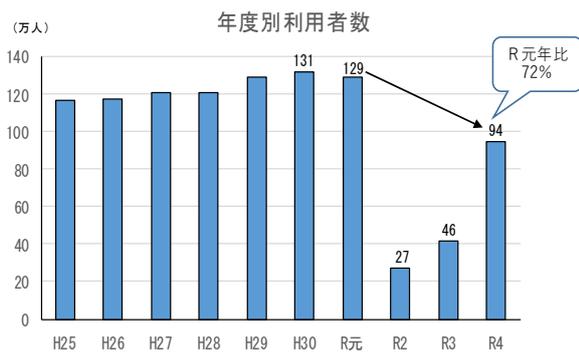
(外国人宿泊者数の推移)

(人泊)

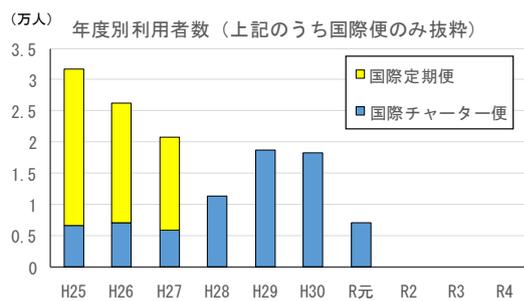
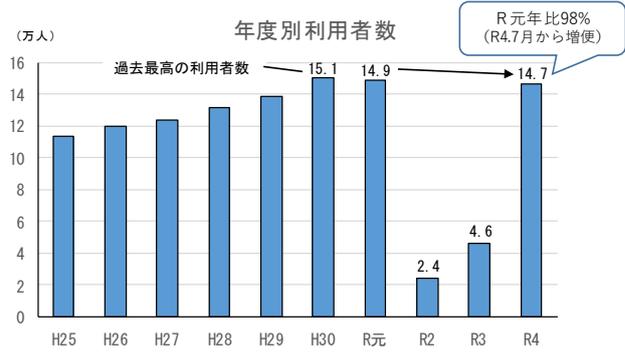
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
青森県	349,050	356,550	78,420	17,090	32,930
岩手県	258,920	343,970	87,780	17,750	25,640
宮城県	402,110	563,040	131,270	49,490	65,620
秋田県	123,430	139,400	25,380	7,910	16,280
山形県	163,460	234,050	87,440	15,920	25,900
福島県	176,360	214,690	87,680	34,840	38,350
合計	1,473,330	1,851,700	497,970	143,000	204,720
全国	94,275,240	115,656,350	20,345,180	4,317,140	16,502,920

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」(全施設)

(秋田空港の利用状況)



(大館能代空港の利用状況)



(担当課室名 観光文化スポーツ部誘客推進課)

Ⅷ-4 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

①高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

高速道路は、防災・減災、国土強靱化に資するとともに、産業集積の促進や物流の効率化、観光周遊エリアの拡大など、地域経済の活性化に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道の「二ツ井今泉道路」、「能代地区線形改良」、「遊佐象潟道路」等の早期完成に向けて、整備を促進すること。
特に、「二ツ井今泉道路」については「小繋・今泉間」の開通見通しを早期に公表するとともに、昨年、国による別線整備が決まった「今泉・蟹沢間」の早期着工を図ること。
- (2) 東北中央自動車道の「横堀道路」を早期に完成させるとともに、「真室川雄勝道路」の整備を促進すること。
- (3) 県内高速道路における暫定2車線区間の4車線化を図ること。
特に、4車線化の優先整備区間である秋田自動車道「北上JCT～大曲IC間」について、「北上西IC～横手IC間」における事業中区間の整備を促進するとともに、残る区間について早期に事業化すること。
併せて、改正道路整備特別措置法等に基づく料金徴収期限の延長による財源を活用し、適切な維持管理と更新事業、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を着実に進めること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 日本海沿岸東北自動車道周辺では、再生可能エネルギー関連事業などの新たな企業の立地が進んでいるほか、北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産に登録されるなど、高速道路を利用した観光振興が期待されています。
また、国道7号とのダブルネットワークの構築による交通機能の確保が重要であることから、事業中区間の早期完成が必要です。
- (2) 東北中央自動車道では、昨年、泉田道路が開通するなど、着実に整備が進められていますが、残された山形県境区間が開通することにより、産業集積の促進や物流の効率化など、暮らしと地域経済を支えるストック効果の更なる発現が期待されることから、事業中区間の早期完成が必要です。
- (3) 暫定2車線区間は、災害・工事等による全面通行止めや冬期の排雪作業に伴う交通規制が発生するなどの課題があり、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が25%以上と高くなっています。
また、IC周辺への産業集積を促進させている中において、企業側が求める「定時性・時間信頼性の確保」のためにも、秋田自動車道「北上JCT～大曲IC間」における早期の4車線化が必要です。

秋田を成長させる高速道路ネットワーク

～高速道路開通によるストック効果～

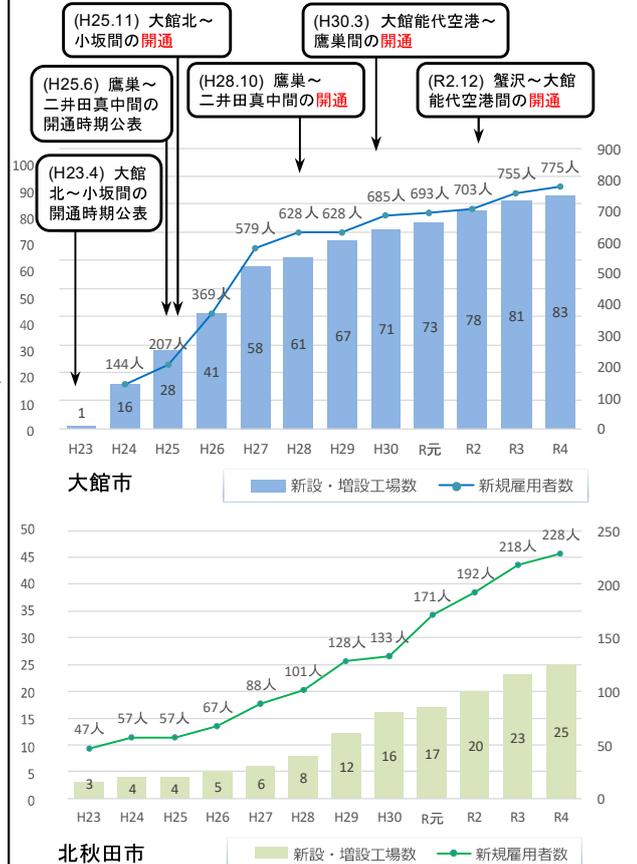
1 企業進出・設備投資を後押し

◎県北地区では、高速道路の開通を見据え、企業進出や工場の新増設等の設備投資及び新規雇用が増加



▲拡張を続ける大館工業団地、大館第二工業団地

108工場が新増設、1,003人の雇用創出 設備投資は、延べ836億円



▲大館市・北秋田市の主な工場の新増設数及び新規雇用者数の推移(累計値)

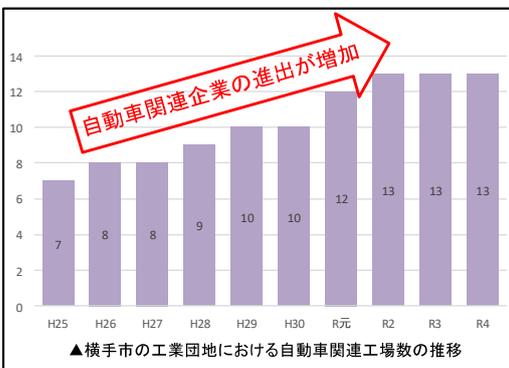


▲自動車関連工場の進出が進む横手第二工業団地 (担当課室名 建設部道路課)



2 自動車関連企業の増加

◎県南地域では、高速道路を利用した輸送の効率化により、自動車関連企業が増加。ストック効果の更なる発現と定時性確保のため、『ミッシングリンク区間の解消』と『暫定2車線区間の4車線化』が急務。



東海理化、秋田県横手市に自動車部品工場を新設
東北に初の拠点

横手市 パワーステアリング製造



新庄市 シャフト部品製造



Ⅷ-4 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

② 高速道路を補完する幹線道路網の整備

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

県全体の活力を維持し、各地域が自立していくためには、都市間や観光地間等の時間距離を短縮し、地域間の交流を活性化するためには、高速道路を補完する幹線道路網を早期に整備すること。

- (1) 新広域道路交通計画で位置付けた、広域道路ネットワークを形成する路線の機能強化や整備実現に向けた支援を行うこと。
特に、高速道路を補完し、地域間を連結する次の道路について、重点的に整備を促進すること。
 - ① 計画段階評価を行っている「盛岡秋田道路（生保内～卒田）」について、早期計画策定に向け、調査を推進すること。
 - ② 国道105号「大覚野峠防災（直轄権限代行事業）」について、早期の着工を図ること。
- (2) 主要な幹線国道である次の路線の整備及び機能強化を図ること。
 - ① 国道13号「横手北道路」について、早期に事業化すること。
 - ② 令和4年度に新規事業化となった、国道7号「秋田南拡幅」について、早期に着工すること。
また、国道13号「河辺拡幅」等の整備を促進すること。
- (3) 安全で円滑な交通を確保するため、当県が進めている国道105号「幸屋渡工区」や国道107号「本荘道路」などの整備に必要な予算を確保し支援すること。
特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北IC」を結ぶ「秋田港アクセス道路」について、重点支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 盛岡秋田道路は、秋田・岩手両県の県都を結び、物流や観光等にかかすことのできない「横軸」であり、高規格道路として早期の機能強化が必要です。
特に、現道である国道46号「生保内～卒田」は急カーブが多く、交通事故が多発していることから、早期の整備が必要です。
また、国道105号は、内陸部の幹線道路として、県北部と南部を直結する主要な物流・観光ルートであり、災害に強い道路ネットワークの構築に向けて、早期の整備が必要です。
- (2) 国道7号及び13号は、高速道路との相互補完によってリダンダンシーを確保する重要な路線であり、早期の整備が必要です。
特に、国道13号「横手北道路」は、主要な渋滞箇所や交通事故多発区間があるほか、路肩狭小部において、冬期堆雪時に幅員減少による速度低下が発生するなどの現道課題があることから、早期の事業化が必要です。
- (3) 当県は、全国6位の面積を誇る広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、幹線道路網の充実・強化を図る必要があります。
特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広域背後地域との物流の効率化や交流人口の拡大を図るため、重点化により、早期の整備が必要です。

高速道路を補完する幹線道路網

凡例

高速道路

- 供用済
- 整備中

自専道

- 供用済

国道105号「大覚野峠防災(直轄権限代行)」の早期着工を要望



斜面崩落(R4年8月16日発生)

「大覚野峠地区」の現道において、斜面の崩落による全面通行止め(6日間)が発生

「盛岡秋田道路(生保内～卒田)」の早期計画策定に向けた調査推進を要望



トラック同士の交通事故(H24年2月)

急カーブが多い国道46号「生保内～卒田」

国道105号「幸屋渡工区」の予算確保を要望

「秋田港アクセス道路」の重点支援を要望



秋田港と秋田北ICを結び秋田港アクセス道路

国道7号「秋田南拡幅」の早期着工を要望



2車線区間の混雑状況

令和4年度新規事業化となった「秋田南拡幅」

国道13号「河辺拡幅」など、幹線国道の整備促進を要望

国道107号「本荘道路」の予算確保を要望

国道13号「横手北道路」の早期事業化を要望



国道13号の冬期の混雑状況(横手市金沢中野地区)



VIII-5 持続可能な地域公共交通網の確立に向けた支援の拡充について

国土交通省大臣官房、総合政策局、鉄道局、自動車局

【要望の内容】

地域公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中において、住民生活や地域の活性化を支える地域公共交通ネットワークを維持・拡充し、より効率的で利便性の高いものにするため、次のとおり支援の拡充を図ること。

- (1) 乗合バスの運行確保に向けて、「地域間幹線系統確保維持費補助金」について十分な予算措置を講じるとともに、市町村や住民団体等の創意工夫による地域の実情に即した生活交通を確立するため、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」や「地域交通共創モデル実証プロジェクト」等に関し支援の拡充を図ること。
- (2) 第三セクター鉄道の安全で安定的な運行を確保するため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」等について十分な予算措置を講じるとともに、鉄道事業者が実施する利便性向上や利用促進に向けた取組に対する支援の拡充を図ること。
- (3) 交通事業者が働き方改革に適切に対応しつつ、乗務員等を確保し運行の維持を図るため、国として事業者の課題に即した総合的な対策を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、国の補助制度に県も協調して支援することにより、乗合バスやコミュニティ交通の再編や拡充に取り組んでいますが、人口減や乗務員不足に対応するため、よりコンパクトな車両で運行するデマンド型の乗合サービスや自家用有償旅客運送などへの転換が急がれる状況にあります。
- (2) 当県の第三セクター鉄道である秋田内陸縦貫鉄道及び由利高原鉄道は、鉄道施設の老朽化が進んでおり、県としても重点的に支援を行っていますが、今後とも路線を維持するためには、地域と一体となった更なる誘客の拡大が課題となっています。
- (3) いずれの交通機関においても乗務員の不足が深刻化しており、一部のバス路線の廃止原因にもなっている中で、「勤務間インターバル制度」導入など働き方改革の実現を図るためには一定の乗務員数を確保する必要があり、事業者も賃金水準の向上等に努めているところですが、依然として他産業や都市部の交通事業者に比べ、待遇が大きく下回っています。

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VIII-6 アリーナ（新県立体育館）整備にかかる財政支援について

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局、民間資金等活用事業推進室
総務省自治財政局
国土交通省都市局

【要望の内容】

老朽化した県立体育館について、PFIによりBリーグプレミア等が利用できるアリーナに建て替える計画であることから、財政支援について次のとおり拡充を図ること。

- (1) 都市公園内での整備であり、「社会資本整備総合交付金（都市公園事業）」について、十分な予算措置と重点的な予算配分を図ること。
- (2) IoT・AI等のデジタルを活用した未来志向のアリーナ整備であり、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）」について、十分な予算措置と重点的な予算配分を図ること。
- (3) 公共施設の集約化を図ることとしており、事業期間が令和8年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業）」について、期間の延長と十分な予算措置を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、築55年が経過し、老朽化が進んでいる県立体育館について、今後の人口減少を見据え、機能が類似しているスポーツ科学センターと集約化の上、目標使用年数が経過する令和10年秋までに、PFIにより建て替える計画となっています。
- (2) 建替えに当たっては、県民スポーツの普及振興はもとより、Bリーグプレミアのライセンス基準を満たし、最先端のデジタル技術を備えるアリーナを整備する計画であり、建設地である都市公園の機能向上の観点も加えながら、来年度の発注に向けて、実施方針等の策定を進めています。

「秋田の元気を創造する拠点」として都市公園内に整備

- ◎ 子供達に夢を与える
- ◎ 選手と観客が躍動する
- ◎ 賑わいづくりに貢献する

未来志向の施設整備

都市公園の機能向上

R10.秋
オープン

アリーナ(みる)・体育館(する) + 医・科学(ささえる)



Bプレミアム基準アリーナ
(6,000人以上収容)

映像・照明・音響装置

最先端デジタル技術

大会・育成・県民利用
の体育館(公式2面)

スポーツ医・科学

整備運営手法

民間の資金とノウハウを活用するPFI

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
基礎調査(終了)	→						
基本計画	→		基本計画(案)策定済				
PFI手続き	→		実施方針等公表(R6.3) ⇒ 入札公告(R6.7) ⇒ 事業者選定(R6.12) ⇒ 契約締結(R7.3)				
設計・施工				→		→	
開館							令和10年秋開館 開館

(担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

IX 人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり

IX-1 総合的な少子化対策への支援について

こども家庭庁
総務省自治財政局
文部科学省初等中等教育局、高等教育局
厚生労働省大臣官房、保険局

【要望の内容】

- (1) 少子化対策は国家的に取り組むべき課題であることから、我が国が持続的に発展していくためのビジョンを具体的に示すとともに、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持つことができるよう経済的支援と併せ、子育てしやすい社会システムの構築に向けて、育児休業制度や子育てのための有給休暇制度の充実など抜本的な制度改革を推進すること。
- (2) 幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、2歳以下の乳幼児も対象にするなど制度の拡充を図ること。
また、制度が拡充されるまでの間、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (3) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる結婚支援等の事業は恒常的に交付対象とするほか、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。
- (4) 「出産・子育て応援交付金」について、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、安定的な財源の確保を図り、恒常的な制度とすること。
- (5) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。
また、出産費用について、早期の保険適用の導入の実現に加え、自己負担部分を公費負担とするなど、安心して出産できる制度となるよう検討すること。
さらに、幼稚園から高校卒業までに要する教育費や給食費に加え、高等教育にかかる費用について、保護者等の更なる負担軽減に向けて支援の充実を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 出生数及び出生率の全国値は年々減少が続き、少子化が急速に進展しており、少子化対策は国家的に取り組むべき喫緊の課題となっていることから、国は、その責任において、若者が将来に希望を持てるビジョンを示し、安心して結婚、出産、子育てできるための経済的支援に加え、有給休暇制度や育児休業時の所得補償等の充実と取得促進、仕事と家庭の両立ができる働き方改革、男女の労働待遇の平等化など、子育てしやすい社会システムの構築に向けて、各種の施策を抜本的に見直していく必要があります。
当県においては、出生率の全国値は人口千対6.3（令和4年）であるのに対し、4.3と全国最下位であることなどから、人口減少問題の克服を、県政運営指針である「新秋田元気創造プラン」の最重要課題とし、2歳以下の乳幼児も第1子から保育料助成の対象にするなど、思い切った経済的負担の軽減策をはじめ、結婚・出産・子育てに前向きな意識の醸成、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。
- (2) 幼児教育・保育の果たす役割は重要であり、地域や子どもの年齢、世帯の構成や所得に関わらず等しく支援を受けられるようにするため、現在、国が実施している保育料の無償化について、対象外となっている2歳以下の乳幼児も無償化の対象とするなど、制度を拡充する必要があります。
また、制度が拡充されるまでの間、先進的な地方公共団体が独自に行っている2歳以下への保育料助成等については、地方財政措置を講じることが必要です。
- (3) 地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、官民協働で運営している結婚支援センターの運営費の構成員負担分も交付金の対象とし、結婚支援センターの運営事業が継続的に実施できるよう恒久的な助成対象とするほか、結婚新生活支援事業の対象経費を引越し費用や住居費以外にも拡大するなど、各地域の実情に応じた柔軟な制度にすることが必要です。
- (4) 出産・育児等における伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施である「出産・子育て応援交付金」については、妊娠中や子育てにおける不安等の解消や孤立感の緩和及び経済的負担の軽減を図るためにも重要であり、財源の確保を含め、恒常的に実施できるような制度にすることが必要です。
- (5) 福祉医療費については、従来、乳幼児と小学生を助成対象としていましたが、平成28年8月からその範囲を中学生まで拡大しています。
また、出産費用について、正常分娩の場合、医療保険の適用外となっているため、医療機関がその額を決定しており、負担額に差がある中、地域

によっては医療機関を選択できない状況です。現在は、医療保険から出産育児一時金として給付がありますが、安心して出産できるよう、出産費用を公費負担とするなどの制度の構築が必要です。

さらに、義務教育にかかる費用のうち、原則保護者の負担となっている学校給食費については、全国的にも無償化を実施している地方公共団体が増加しており、県内でも9町村が独自に無償化等の支援を行っています。

当県の平成30年度少子化・子育て施策に関する調査によれば、理想とする子どもの人数が持てないと思う理由として、子育てや教育にお金がかかりすぎるのが1位となっています。

子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといふ少子化対策は、地方公共団体毎の対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じることが必要です。

【参考資料】

1 「新秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

(1) 保育料等の助成

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ 助成率等

i 世帯年収約640万円※までの世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに第2子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iv 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円～930万円※まで） 第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

② 子育てファミリー支援事業

ア 対象者 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

イ 助成額 1世帯当たり15,000円（年上限額）

③ 副食費助成事業（令和元年10月開始）

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する3～5歳児を有する世帯（所得制限なし）

イ 助成率等

i 世帯年収約360万円※を超える世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯
第2子以降の副食費全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに生まれた第2子以降 副食費全額

※世帯年収は保育所利用の場合の目安

(2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

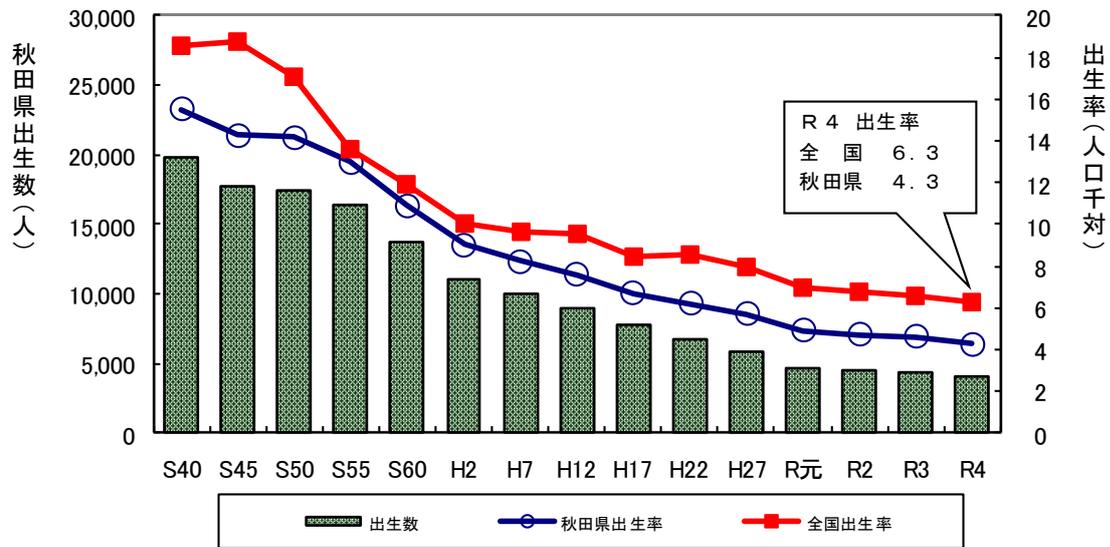
一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。

・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）

・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成

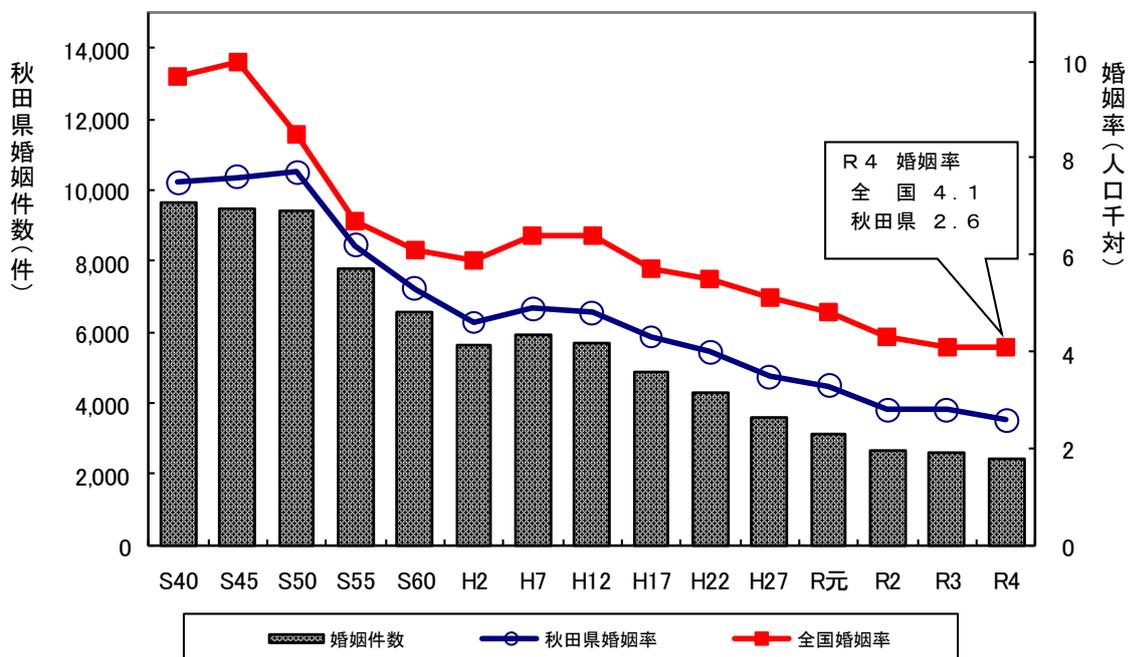
②上記（1）に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1か月あたり1,000円が上限）

2 当県の出生数・出生率



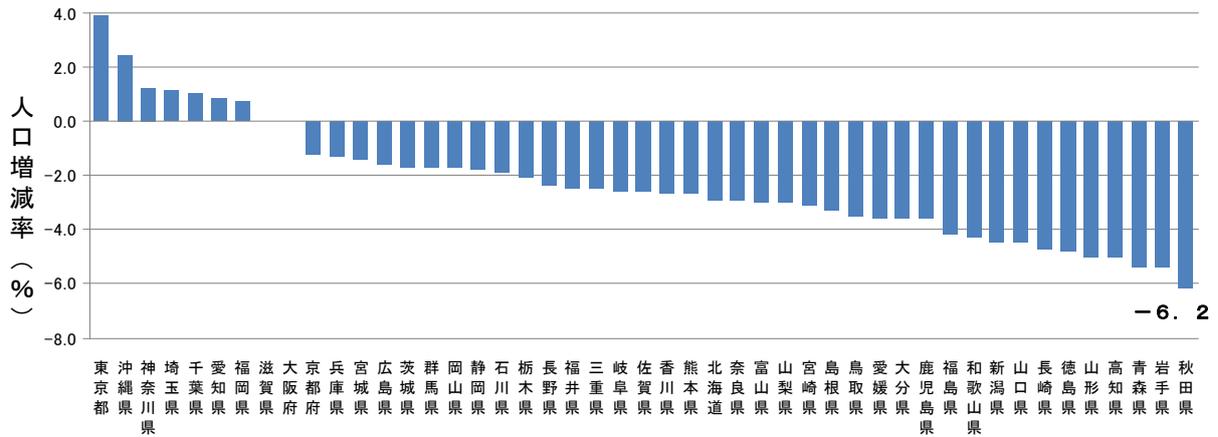
出典：人口動態調査【厚生労働省】

3 当県の婚姻件数・婚姻率



出典：人口動態調査【厚生労働省】

4 都道府県別人口増減率（平成27～令和2年）



出典：令和2年国勢調査【総務省統計局】

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課、健康福祉部健康づくり推進課国保医療室、教育庁保健体育課）

IX-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局
厚生労働省雇用環境・均等局

【要望の内容】

- (1) 本年6月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、我が国は146か国中125位と先進国の中でも極めて低い水準にある。
女性の活躍推進は重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、全国的なムーブメントを創るとともに、女性が出産や育児などで休業しても、その後のキャリアアップや登用に不利にならないよう、復帰後も個性と能力を十分に発揮して活躍できるような仕組みづくりや民間企業への働きかけを行うなどの取組を強力的に推進すること。
- (2) 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度にわたり、計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組の交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。
また、女性活躍に資する施策を強力的に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (3) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うとともに、育児休業制度のより積極的な活用を推進すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 国では、「第5次男女共同参画基本計画」において、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指して取組を進めています。いまだにジェンダー・ギャップの状況は世界的に低い水準にあることから、政策・方針決定過程への女性の参画の全国的なムーブメントを起こすとともに、女性が出産や育児休業からの復帰後も、個性と能力を十分に発揮できる環境整備を推し進めるなど、国が率先して、この道筋を一層強化していく必要があります。

特に、人口減少や少子化が進む当県においては、進学や就職を機とした県外転出が多い若年女性の定着が大きな課題となっており、県内定着・回帰に向けた魅力ある職場づくりを進めていくためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援が不可欠になっています。

こうしたことから、当県では、令和3年7月より民間企業において豊富な経験や知見を有し、総合的に施策を推進できる女性を県の幹部職員に採用することにより、「第5次秋田県男女共同参画推進計画」に掲げる男女共同参画の推進、女性が活躍しやすい環境づくり、女性の指導的立場への登用など、女性活躍に資する施策を強力に進めています。

- (2) また、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、県内企業の99.9%を占める中小企業を対象に、一般事業主行動計画の策定等について専門家派遣による指導・助言等を実施しています。

こうした地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い女性活躍に資する施策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域女性活躍推進交付金」については、複数年度にわたり、計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組に関して、職業生活の活躍に関する取組と併せて実施することや、事業実施主体における総事業予算の20%以内とするといった交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用ができる制度にし、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、十分な予算措置を講じる必要があります。

- (3) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、県内企業における女性の登用促進や多様で柔軟な働き方の導入など、女性が活躍し続けられる職場づくりを進める必要があるものの、県内企業のほとんどが中小企業であることから、地域の実情に応じた取組を進める

ためにも、一般事業主行動計画の策定や、えるぼし・くるみん認定等に向けた中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。

特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や増額、政府公共調達における加点評価制度の拡充など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度を充実させる必要があります。

また、女性の活躍やワークライフバランス推進のためには、男女を問わず、育児休業の取得を促進することが重要であり、より取得しやすい制度としていくことが必要です。

【参考資料】

1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位		管理的職業従事者に占める女性の割合 (%)		順位		生産年齢人口における女性の有業率 (%)	
東北	全国			東北	全国		
1	4	青 森 県	20.7	1	1	山 形 県	77.7
2	9	山 形 県	18.8	2	9	岩 手 県	75.2
3	11	宮 城 県	17.6	3	13	秋 田 県	74.8
4	26	秋 田 県	15.5	4	30	青 森 県	72.5
5	30	岩 手 県	14.9	5	37	福 島 県	71.8
6	38	福 島 県	13.0	6	42	宮 城 県	71.4
		全 国 平 均	15.3			全 国 平 均	72.8

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」

2 東北の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び

えるぼし・プラチナえるぼし認定企業数等の状況（令和5年6月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)		順位		えるぼし認定企業数		順位		プラチナえるぼし認定企業数	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	4	秋 田 県	385	1	11	岩 手 県	28	1	7	青 森 県	1
2	13	岩 手 県	195	2	16	山 形 県	22	〃	〃	岩 手 県	1
3	14	福 島 県	184	3	25	青 森 県	16	3	17	宮 城 県	0
4	29	宮 城 県	69	〃	〃	宮 城 県	16	〃	〃	秋 田 県	0
5	32	山 形 県	52	5	28	福 島 県	14	〃	〃	山 形 県	0
6	34	青 森 県	45	6	37	秋 田 県	9	〃	〃	福 島 県	0
		全 国 平 均	153			全 国 平 均	48			全 国 平 均	0.85

出典：厚生労働省「都道府県別女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」及び「女性活躍推進法に係る認定状況」

3 東北の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及びくるみん・プラチナくるみん認定企業数等の状況（令和5年3月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)		順位		くるみん認定企業数		順位		プラチナくるみん認定企業数	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	25	宮 城 県	822	1	19	山 形 県	56	1	15	宮 城 県	7
2	27	福 島 県	730	2	20	宮 城 県	53	〃	〃	山 形 県	7
3	31	岩 手 県	687	3	25	福 島 県	50	3	26	福 島 県	5
4	32	秋 田 県	620	4	26	岩 手 県	48	〃	30	青 森 県	4
5	40	山 形 県	425	5	35	青 森 県	36	5	33	岩 手 県	3
6	44	青 森 県	358	6	37	秋 田 県	33	6	46	秋 田 県	0
		全 国 平 均	1,158			全 国 平 均	87			全 国 平 均	11

出典：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」

4 当県独自の取組

[あきた女性活躍・両立支援センターの設置]

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。

- ・ 設置時期 平成30年6月1日
- ・ 設置場所 秋田県商工会連合会内（秋田市）
- ・ 委託先 秋田県商工会連合会
- ・ センターの機能
 - ①女性活躍・両立支援推進員（3人）の企業訪問による啓発
 - ②窓口・専用電話による相談業務
 - ③専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣
 - ④その他中小企業における取組の支援に関する業務

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

IX-3 新たな少子化対策に対応した働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局
総務省自治財政局
厚生労働省雇用環境・均等局

【要望の内容】

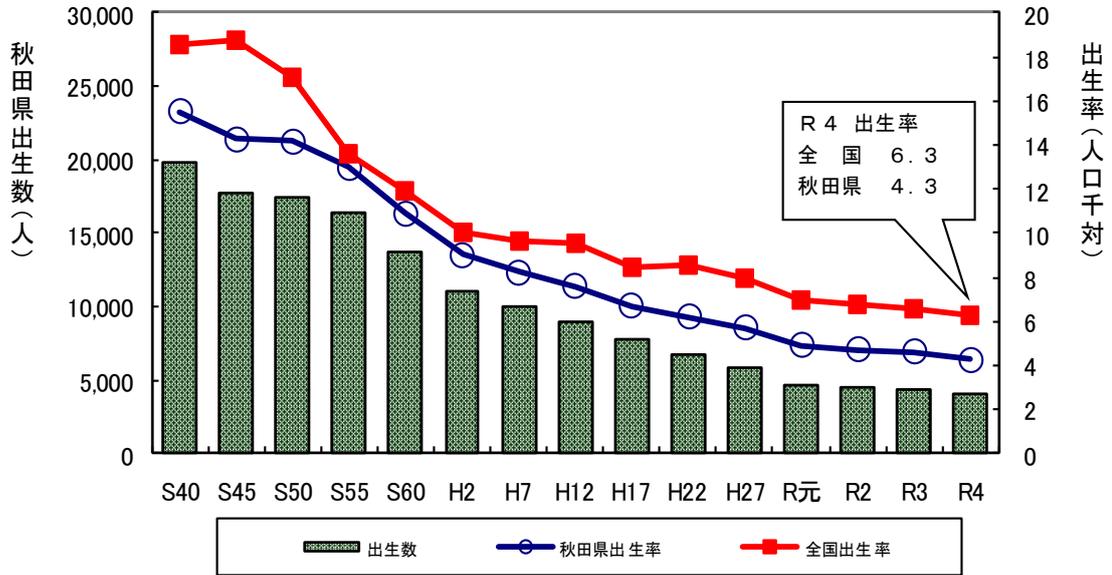
- (1) 労働者のワーク・ライフ・バランスを実現し、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、国で新たに策定する「こども未来戦略」のもと、総合的な対策を実施すること。
- (2) 育児休業の取得促進や育児休業期間中の経済的安定を図るため、育児休業給付金の給付率の引き上げや対象外となっている短時間労働者等への給付のほか、育児短時間勤務対象者への給付金の支給など、育児と仕事の両立に向けた支援制度の見直しを図ること。
- (3) 子育てに優しい職場風土の醸成に向けた環境整備を図るため、子の看護休暇の対象年齢の引き上げや休暇取得事由の範囲拡大など制度の見直しを行うとともに、配偶者出産休暇など育児目的休暇の取得を促進するための支援制度を強化すること。
- (4) 時短勤務やテレワークなど、長時間労働の解消や多様な働き方の導入に向けた環境整備を促進するための助成制度を強化すること。
- (5) 派遣労働者など非正規雇用者の待遇改善を図るため、正規雇用化に向けたキャリアアップ助成金の引き上げや運用の弾力化を進めるとともに、正規雇用者との労働条件の格差是正に向けた取組を強化すること。
- (6) 労働者のキャリアアップや賃金水準の向上につながるリスクリングへの支援について、地方財政措置を含め一層強化すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和4年の全国の出生数は、統計開始以来初めて80万人を割り込み、当県でも過去最少となるなど、自然減の進行に歯止めがかからず、少子化対策は待ったなしの状況にあり、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、国で新たに策定する「こども未来戦略」のもと、総合的な対策を実施する必要があります。
- (2) 国においては、時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇の年5日以上の実質的な取得など働き方改革を推進するとともに、出生時育児休業（産後パパ育休）の創設や2回までの分割取得を可能とするなど、育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めていますが、出産・育児にかかる経済的負担の軽減に向けた取組を更に強化する必要があります。
- (3) 当県では、多様な働き方の導入や休暇制度の充実など働きやすい職場環境づくりを進めるため、企業への伴走型の支援に取り組んでいるほか、企業内研修への支援やリスクリング機会の提供など労働者の学び直しを促進していますが、少子化対策に向けた働き方改革を推進するに当たっては、企業経営者や労働者の意識改革と行動の変化が伴うような国民的な運動を展開し、国を挙げて総合的な対策に取り組むことが必要です。
- (4) また、非正規雇用で働く就職氷河期世代の正規雇用化を促進するため、当県では、キャリアアップ助成金活用企業への奨励金制度を実施していますが、安定的な就労につながる正規雇用化を更に促進するためにも、企業へのインセンティブとなる助成金の引き上げが必要です。

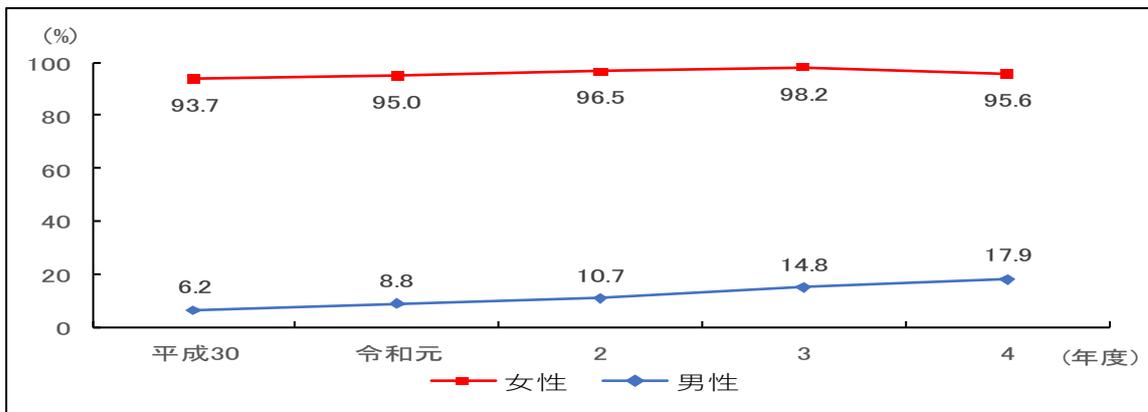
【参考資料】

1 当県における出生数及び出生率の推移



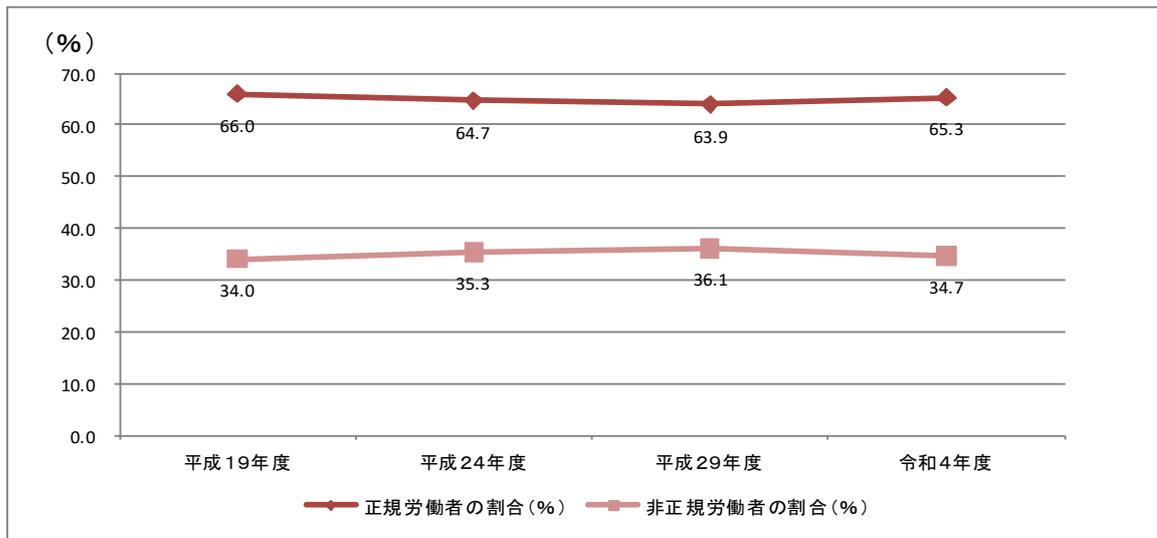
(出典：厚生労働省「人口動態統計」)

2 当県における育児休業取得率の推移



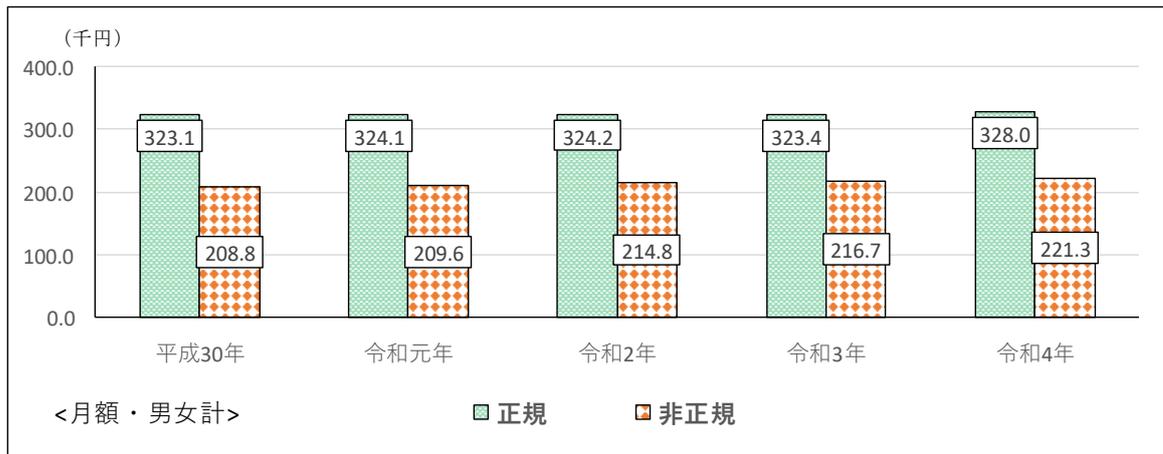
(出典：秋田県「労働条件等実態調査」)

3 当県における正規、非正規労働者の推移



(出典：総務省「就業構造基本調査」)

4 全国における正規、非正規雇用労働者の所定内給与額の推移



(出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

(担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

IX-4 安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について

国土交通省大臣官房、都市局

【要望の内容】

- (1) 市街地における交通の円滑化や通学路の交通安全を確保する「八幡根岸線（横手市）」に加えて、無電柱化に取り組んでいる「新屋土崎線（秋田市）」等の整備に必要な予算を確保すること。
- (2) 中心市街地の交流拠点である「千秋公園（秋田市）」や、災害から住民を守る拠点となる「赤坂総合公園（横手市）」等の公園の整備に必要な予算を確保すること。
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定及び規制区域内で行われる盛土等の許可を確実に進め、県民の安全・安心を確保するため、当該業務に対し、地方負担を軽減するための措置を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 都市の防災機能の強化や良好な都市景観を形成する街路は、通学路合同点検や「秋田県無電柱化推進計画（令和元年12月）」に基づき整備することが必要です。
- (2) 地域の賑わいの創出や総合的な防災機能の向上のため、緑の基本計画における「緑化重点地区」及び県・市の「防災拠点」に位置づけられた公園施設の整備が必要です。
- (3) 当県では、規制区域を令和7年度までに指定すべく作業を進めていますが、規制区域の指定及び規制区域内で行われる盛土等の許可に当たっては、県民への分かりやすい広報や同許可にかかる現地検査などの新たな業務が発生するため、執行体制の拡充が必要です。

安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備

秋田市

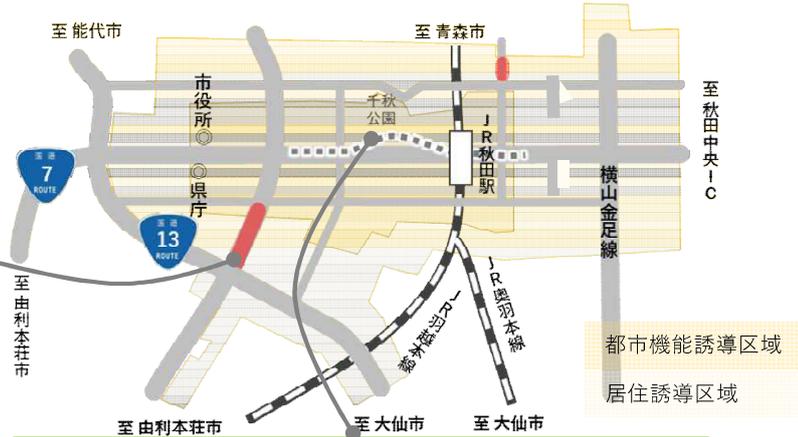
秋田市立地適正化計画[H30.3策定]

あらやつちぎき きよくなん 新屋土崎線 旭南工区

慢性的渋滞、歩道狭小
→ 4車線化・無電柱化により
円滑で安全な交通環境へ



県街路事業により
都市内交通の円滑化や
無電柱化を推進



にぎわいの創出

横手市

横手市立地適正化計画[R4.5改定]

やわたねぎし ねぎしちよう 八幡根岸線 根岸町工区

通学路及び医療機関等へのアクセス道路
であるが歩道がなく幅員狭小
→ 道路拡幅・歩道整備により円滑な
交通の確保と交通安全の向上へ



県街路事業により児童の
交通安全及び市街地での
円滑な交通を確保

都市公園(横手市・赤坂総合公園)



体育館の整備による
防災機能の向上

総合指揮本部、医療本部等を体育館に集約し、
既存施設と連携⇒広域防災機能を最大限発揮！

○職員数が減少する中、盛土規制法の 施行に伴い、新たな事務が発生

基礎調査、規制区域指定のほか、
許可審査、届出受理、検査実施、
監視・パトロール、不法盛土対応

⇒ 地方負担の軽減が必要！

- ◆事務執行に必要な人員→54人(専任+兼務)
- * R5年1月の3省庁説明会資料による試算
- * 県全域(中核市除く)を規制区域と仮定

県建設部出先機関の職員数



(担当課室名 建設部都市計画課)

IX-5 持続可能な生活排水処理事業への支援について

農林水産省大臣官房、消費・安全局、農産局
国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

県と市町村の協働をベースとした持続可能な生活排水処理事業の運営を実現するため、下水汚泥の資源化や再生可能エネルギーの導入による地域資源循環の仕組みづくりに必要な予算を確保すること。

- (1) 生活排水処理施設から発生する汚泥を広域的に集約し、利活用を図るため、県が県南地区4市2町の下水汚泥を肥料化する広域汚泥資源化事業の実施について、必要な予算を確保すること。
併せて、製造した肥料を安全・安心に使用するための環境を整備するとともに、下水汚泥肥料の普及啓発に努めること。
- (2) 流域下水道を核に資源と資産活用によるエネルギー供給の拠点化を目指す「秋田臨海処理センターリノベーション計画」の事業実施に向けて、必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 国が進める下水汚泥資源の肥料利用の拡大へ向け、下水汚泥を集約し、肥料化に取り組む「県南地区広域汚泥資源化事業」は、令和7年度の供用開始へ向け、建設工事の最終年度としての予算の確保が必要です。
また、農業者や消費者の下水汚泥肥料に含まれる重金属への不安の払拭など、下水汚泥資源を原料とした肥料の適切な使用方法に関する調査研究や安全性に関する積極的な情報発信が必要です。
- (2) 「秋田臨海処理センターリノベーション計画」におけるエネルギーの供給拠点化に資する取組として、昨年度、秋田臨海処理センターと周辺公共施設群を対象に、再生可能エネルギーの導入によるエネルギー自立化と脱炭素化を目指す「脱炭素先行地域」に選定されました。
「脱炭素先行地域」計画では、消化ガス等再生可能エネルギーによる発電を行うことにしており、消化ガス発電量を十分確保するため、汚泥処理設備の機能増強に向けた予算の確保が必要です。

持続可能な生活排水処理事業への支援

秋田臨海処理センター リノベーション計画



◆秋田臨海処理センターに、下水道資源や未利用資産を活用した再生可能エネルギー発電設備を導入することで、処理場及び周辺地域の脱炭素化を実現

〔 事業期間：R2～R8（予定） 〕

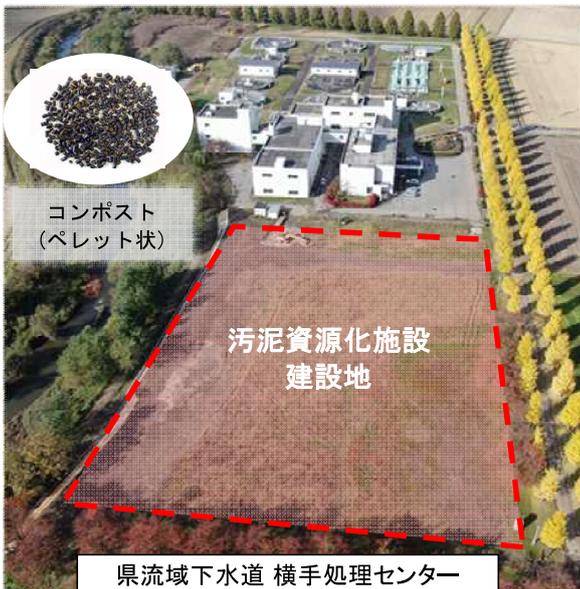
県南地区広域汚泥資源化事業

◆県南地区4市2町の汚泥を県流域下水道横手処理センターへ集約してコンポスト化し肥料として利用

効率的な予算執行と民間ノウハウの活用を目的としてDBO方式で事業を実施

〔 設計・施工 R5.1～R7.3 〕

〔 管理運営 R7～R26(20年間) 〕



県北地区広域汚泥資源化事業

◆県北地区3市3町1組合の汚泥を県流域下水道大館処理センターへ集約して資源化

〔 R2に供用開始し、運営中 〕



ソフト面での取組

国土交通省、農林水産省、県、市町村、JA、生産者が参加



下水汚泥資源の肥料利用拡大に向けた意見交換会 (R5. 1. 20開催)



生活排水処理事業の運営に係る連携協約締結式 (R5. 3. 24開催)

(担当課室名 建設部下水道マネジメント推進課)

X 健康長寿・地域共生社会の実現

X-1 社会福祉施設・医療機関に対する物価高騰・人材確保対策について（拡充）

厚生労働省医政局、社会・援護局、老健局、保険局
こども家庭庁

【要望の内容】

- (1) 原油価格・物価高騰の影響を受けている社会福祉施設及び医療機関が、安定的に医療・福祉サービスの提供ができるよう、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の抜本的改定を行うなど、国として統一的な支援策を講じること。
- (2) 物価高騰等により経営に大きな影響を受けている社会福祉施設及び医療機関が、医療・介護・福祉等に従事する人材を安定して確保できる環境を整備するため、賃金向上につながる報酬改定等の対策を進めること。

【要望の背景や当県の取組】

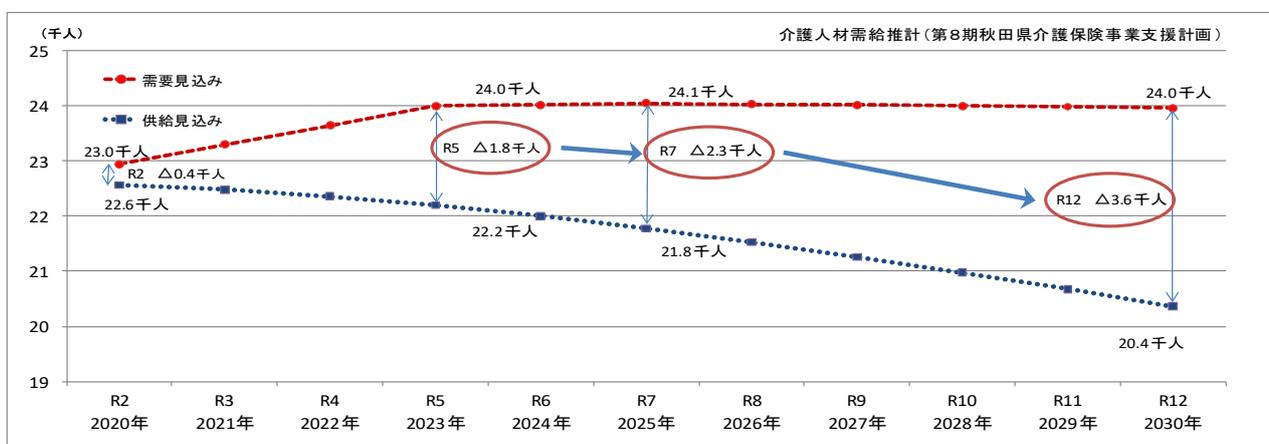
- (1) 長期化が見込まれる原油価格・物価高騰により、光熱費や燃料費、食材費等にかかる負担が増加し、社会福祉施設や医療機関の経営は大きな影響を受けています。
- (2) 社会福祉施設や医療機関は、国が定める公定価格等により経営を行っていることから、多くの場合、負担の増加分は事業者の持ち出しとなり、経営努力のみで対応することは困難な状況になっています。
- (3) こうした状況を受け、当県では、医療・介護・福祉施設の省エネルギー化に向けた改修への支援や、光熱費の負担軽減を図るための支援金の支給などを実施してまいりましたが、都道府県により、対応に差が出ることは好ましくないと考えます。
また、地域において医療・介護・福祉等を担う人材を安定的に確保し、持続的なサービスの提供を可能とするためには、抜本的な報酬改定等により、賃金向上を図ることが重要です。
- (4) 社会福祉施設や医療機関の収入が公定価格等に基づくことにより生じている今般の課題は、全国共通の制度に起因するものであり、支援の実施や内容を各都道府県の判断に委ねるのではなく、報酬改定や国庫補助事業の創設など、国において統一的な支援策を講じる必要があると考えます。

【参考資料】

《石油製品、食費、光熱水費の増加率》

- 灯油価格（秋田県）は、令和2年1月～8月平均と令和5年1月～8月平均を比較すると42.0%増加し、重油価格（東北）は、令和2年1月～7月平均と令和5年1月～7月平均を比較すると49.3%増加している。
- 消費者物価指数（秋田市）は、「食料」について、令和2年平均と令和5年7月を比較すると15.5%の増加、「光熱・水道費」については、11.5%増加している。

《秋田県の将来の介護職員の需給推計》



(担当課室名 健康福祉部福祉政策課、地域・家庭福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務薬事課、医務薬事課医療人材対策室)

X-2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について

厚生労働省社会・援護局

【要望の内容】

- (1) 障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」については、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すことのないよう、十分な予算確保を図ること。
- (2) 障害の重度化や高齢化に伴う支援において、入所施設の果たす役割は依然として大きいことから、既存施設の老朽化対策及び居住環境改善のための支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「秋田県障害福祉計画」に基づき、障害者の地域移行等を進め、その受け皿となる障害者支援施設・事業所等の計画的な整備を図っているほか、令和3年9月に改定した「秋田県防災・減災・国土強靱化計画」では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置づけ、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしています。
- (2) 施設の老朽化に加え、現行の居室面積基準を満たしていない経過措置適用の障害者支援施設等については、改修のために多額の費用を要することから、入所者の居住環境改善が図られていない状況です。
- (3) 当県は全国最速のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉向上を図るとともに、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点など必要な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。

(担当課室名 健康福祉部障害福祉課)

X-3 公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局
厚生労働省医政局

【要望の内容】

二次医療圏における中核病院として地域医療提供体制の維持・確保に欠かすことのできない公的病院について、公立病院と同等の支援を可能とする制度を創設すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、秋田県厚生農業協同組合連合会が運営する病院等の公的病院が、二次医療圏における中核的医療機関として、救急医療や災害医療など、不採算部門を含む医療提供を担っているほか、新型コロナウイルス感染症への対応においても、病床の確保や発熱外来の設置、ワクチン接種など、公立病院と同様に大きな役割を果たしてきたところです。
- (2) こうした中で、公立病院の建設改良や設備整備に要する借入れについては、その元利償還金に交付税措置があるものの、公的病院に対して県・市町村が建設改良費や設備整備費を助成する場合については、財政的な支援制度がありません。
- (3) 平時における地域の医療提供体制の維持・確保のみならず、新興感染症発生時の有事の医療提供においても、公的病院は必要不可欠な存在であり、今後、老朽化していく公的病院施設の長寿命化や機能強化等を進めるためには、更なる財政支援の充実が必要です。

【参考資料】

【秋田県内の主な医療提供体制】

二次医療圏	救 命 救 急 セ ン タ ー	周 産 期 母 子 医 療 セ ン タ ー	救 急 告 示 病 院	災 害 拠 点 病 院
大館・鹿角		大館市立総合病院（地域）	★かつの厚生病院 ほか2病院	★かつの厚生病院 大館市立総合病院
北秋田			北秋田市民病院	北秋田市民病院
能代・山本			★能代厚生医療センター ほか2病院	★能代厚生医療センター
秋田周辺	秋田大学医学部附属病院 （高度） ★秋田赤十字病院	★秋田赤十字病院 秋田大学医学部附属病院 （地域）	★秋田赤十字病院 ★秋田厚生医療センター ほか6病院	秋田大学医学部附属病院（基幹） ★秋田赤十字病院 ほか2病院
由利本荘・ にかほ			★由利組合総合病院 ほか2病院	★由利組合総合病院
大仙・仙北			★大曲厚生医療センター ほか2病院	★大曲厚生医療センター 市立角館総合病院
横手	★平鹿総合病院（地域）	★平鹿総合病院（地域）	★平鹿総合病院 ほか2病院	★平鹿総合病院
湯沢・雄勝			★雄勝中央病院 町立羽後病院	★雄勝中央病院

※★は公的病院（公立病院を除く）

（担当課室名 健康福祉部医務薬事課）

XI 新たな時代を拓く教育・人づくり

XI-1 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備への支援について

文化庁
スポーツ庁

【要望の内容】

- (1) 「部活動の地域移行等に向けた実証事業」において、市町村の実情や実態に即し、対象項目や補助対象経費を拡充すること。
また、改革推進期間後においても、体制整備等に対する継続的な支援が行われるよう検討すること。
- (2) 部活動指導員を高等学校も含め希望する全ての公立学校に配置できるよう、国における予算総額の増額を図り、地方の負担割合を軽減するなど、教員の働き方改革の推進に向けた環境整備に必要な財政措置を改革推進期間後も見据えて拡充すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、今年度3市1町において部活動の地域移行等に向けた実証事業に取り組んでいるところです。
しかしながら、1市町村当たりの事務費及び事業費の目安が低く設定されていることから、国が設定している予算の範囲内では、事務職員やコーディネーターの配置・活用、運営団体・実施主体の体制整備等に十分な予算を充てることができないほか、一つの部活動で複数の指導者が同時に指導に当たることが難しいなど、地域の実態に即した事業展開や課題の解消に向けた取組の展開が困難な状況にあります。
また、当県では、実証事業を進める市町の取組の成果と課題について県内全ての市町村や関係団体と情報共有を図るとともに、各市町村が実情に応じた取組を円滑に進めて行くことができるよう支援していくこととしており、そのためには国による財政支援の更なる充実が必要です。
少子化が進む中、学校単位での活動の継続が困難になりつつある部活動もあり、子どもたちがスポーツや文化芸術に触れる機会を十分に確保する

ためには、国が進める中学校における休日の部活動の段階的な地域移行をできるだけ早期に実現することが重要であると認識しています。

しかしながら、指導者や受け皿となる団体の確保には依然として大きな課題があることから、学校部活動への部活動指導員等の配置による地域連携を進めながら、地域や市町村の実情に応じた取組による持続可能で多様なスポーツや文化芸術環境の整備を行っていく必要があります。

- (2) 当県の調査では、県内中学校教員の多忙化を感じる要因の第1位が部活動指導となっています。

平日はもとより、週休日の大会引率等による時間外勤務が増えているほか、競技経験のない部活動を担当することにより、専門的な指導ができないなどの不安を抱えている教員も多い状況であり、高等学校教員でも同様の傾向にあります。

当県では、今年度、12市1町2県立中学校に計81名（運動部71名、文化部10名）の部活動指導員を配置していますが、この事業成果を他市町村や県立中学校、さらには高等学校に周知することにより、本事業の活用希望が一層増加するとともに、教員の働き方改革の推進や部活動の質的な向上が期待されます。

部活動指導員の財源については、改革推進期間中は国の支援が見込まれるものの、教員の働き方改革をより推進するためには、本事業にかかる国の予算総額の増額を図るとともに、地方の負担割合を軽減するなど、改革推進期間後も見据えた財政支援の更なる拡充が必要です。

(担当課室名 教育庁保健体育課、義務教育課)

XII 強靱な県土の実現と防災力強化

XII-1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について（拡充）

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、総合政策局、都市局、水管理・国土保全局、
道路局、住宅局、港湾局、航空局

【要望の内容】

- (1) 地方創生を支える社会資本の整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理・更新等を計画的に推進するとともに、地域経済の下支えや、災害対応・除排雪作業等の担い手として地域社会を支える建設産業の活性化を図るため、当初予算において公共事業関係費を拡大し、持続的に確保すること。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、資材価格が高騰する中でも、強力かつ計画的に国土強靱化を推進するため、必要な予算・財源を例年以上の規模で確保すること。
加えて、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も中長期的な視点で継続的に対策を講じる必要があることから、次期計画を早期に策定し、現計画以上の規模で予算・財源を別枠で確保するなど、今後の国土強靱化に向けた対策の制度設計に際して十分に配慮すること。
- (3) 河川や下水道の整備や内水氾濫を踏まえた排水対策の強化など、流域全体のあらゆる関係者が協働で行う流域治水を着実に推進するため、必要な予算・財源を確保しつつ、財政支援の拡充を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 豊かで活力ある地方づくりと分散型国づくりを推進させていくためには、地方創生回廊の構築は必要不可欠であり、社会資本の計画的な整備が必要です。国の公共事業関係費は、当初予算比でピーク時の6割程度となっており、公共事業関係費の安定的な確保が急務となっています。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、令和7年度までの5か年で、重点的・集中的に国土強靱化の取組を進めていくこととされていますが、頻発化・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策としては十分とは言えず、防災・減災対策の更なる推進が急務となっています。
- (3) 本年7月の大雨では、中小河川の氾濫に加え、市街地における大規模な内水氾濫の発生により、8千棟を超える住家被害が生じたことから、流域全体で取り組む抜本的な治水対策が急務となっています。
市町村による内水浸水想定区域図の作成においては、財源の確保が課題となっており、補助率のかさ上げが求められています。

秋田の創生と災害に強い県土づくりを支える社会資本整備



地域の拠点形成や洋上風力発電の推進に向けた港湾の機能強化

(能代港：大森地区
洋上風力取扱埠頭 R5.3撮影)



環日本海交流拠点の整備

(秋田港 R元.8撮影)



県内産業や地域の救急医療を支える幹線道路の整備

(東北中央自動車道 横堀道路R4.11撮影)



凡例	
■ 供用済 (4車線)	○ I C
■ 供用済 (暫定2車線)	◎ S I C
■ 事業中	● J C T



日本海沿岸東北自動車道の整備により県北部の企業進出・設備投資が増加

(日本海沿岸東北自動車道
二ツ井今泉道路 R4.8撮影)



洪水被害が発生した河川の改良復旧

(淀川：R5.3撮影)



平成29年7月豪雨により洪水被害発生

令和5年7月大雨災害



河川氾濫や内水氾濫による道路冠水(秋田市広面)



田代峠トンネル坑口付近の法面崩落(秋田市・由利本荘市境)



内川川の氾濫(五城目町内川湯ノ又)

(担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

XII-2 災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

- (1) 早期に修繕が必要な橋梁やトンネルなどの老朽化対策について、計画的・集中的な財政支援を行い、予防保全への移行を促進すること。
特に、積雪寒冷地域において顕著な舗装の損傷・劣化に対応するため、舗装修繕について、道路メンテナンス事業補助制度の対象に加えるなど、支援メニューの拡充を図ること。
- (2) 交通事故の多発箇所に加え、通学路における危険箇所等への集中的な安全対策を推進するため、歩道の設置等のハード対策に必要な予算の更なる拡充を図ること。
- (3) 近年発生している短期間集中的な降雪による雪害に対応するため、防雪柵や融雪施設など雪寒施設の老朽化対策について、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の対象とするほか、堆雪場の整備に対する支援制度を創設すること。
- (4) 冬期における安全・安心な道路交通確保のため、除排雪予算の拡充を図るとともに、道路除雪業者が安定した経営を維持できるよう、少雪時においても、最低限必要となる機械の固定経費等に対する支援制度を創設した上で、必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な維持管理を実現するためには、定期点検等により確認された修繕が必要な橋梁、トンネル等の道路施設への老朽化対策の加速化に加え、積雪寒冷地特有の凍結融解などによる舗装損傷箇所の修繕が必要です。
- (2) 令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通死傷事故を受け、関係機関が実施した「通学路合同点検」を踏まえ、交通安全対策に当たっては、即効性の高いソフト対策に加え、歩道や防護柵の設置等のハード対策を適切に組み合わせ、可能なものから速やかに実施していくことが必要です。
- (3) 暴風雪や大雪時に発生するリスクに対応するには、防雪柵、雪崩予防柵及び融雪施設など、雪寒施設の老朽化対策が重要です。
また、大雪時には、交通の確保や住民の暮らしを守るため、頻繁な除排雪を行うことになり、排雪時に使用する堆雪場の確保が必要です。
- (4) 近年は、短期間集中的な降雪や急激な資材単価の上昇などにより除雪費が増加し、財政を圧迫しています。また、少雪時においても、適正な道路除雪体制を維持していくためには、除雪機械の管理費などの一定の固定経費に対して、国による支援制度の創設と予算の確保が必要です。

災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築

■ 予防保全型インフラメンテナンスへの早期移行



(秋田空港線 秋田市) 小友沢橋



(国道285号 大館市) 板戸越トンネル



舗装の損傷・劣化

(国道105号 仙北市)

■ 通学路等の安全対策



(川連増田平鹿線 湯沢市) 八面地区



(根瀬尾去沢線 鹿角市) 松館地区



■ 雪寒施設の老朽化対策、堆雪場の整備



防雪柵の老朽化
(常盤峰浜線 能代市)



融雪施設の老朽化
(秋田昭和線 秋田市)



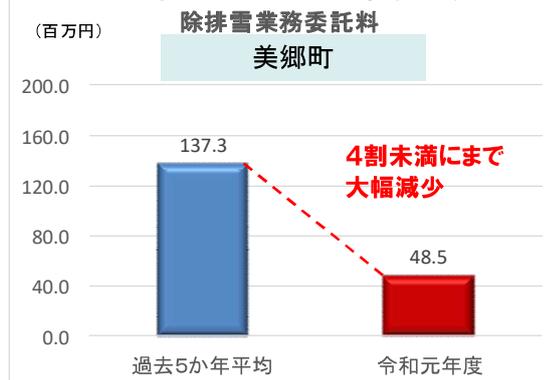
堆雪場整備の必要性
(横手市)



雪崩予防柵の老朽化
(比内森吉線 北秋田市)



■ 少雪時の固定経費支援



(担当課室名 建設部道路課)

XII-3 県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について

①国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

激甚化・頻発化する水災害に備え県民の生命・財産を守るため、支川の背水対策を含めた直轄河川事業及び直轄砂防事業の更なる促進を図ること。

- (1) 「雄物川」等、直轄管理河川における治水事業の推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
また、気候変動を踏まえた河川整備基本方針及び河川整備計画の見直しを加速化させること。
- (2) 直轄ダム事業について、「成瀬ダム」の整備促進及び「鳥海ダム」本体工事の早期着手を図るとともに、コストの縮減に努めること。
- (3) 平成29年及び平成30年に発生した記録的豪雨により、広範囲に及ぶ家屋浸水や冠水による国道13号の全面通行止めが発生した普通河川「古川」流域の治水対策について、本年7月にも大規模な浸水被害が発生したことから、引き続き国が主導し、流域関係者への助言等、技術的支援を行うこと。
- (4) 雄物川中流部における治水対策に伴い水位上昇の影響を受ける「平尾鳥川」の治水対策について、早期に工事着手すること。
- (5) 「八幡平山系」にかかる直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 気候変動による水災害リスクの増大に対応するため、流域のあらゆる関係者が協働して行う治水対策を計画的に進めていく必要があります。
- (2) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、水源の確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。
基本計画については、成瀬ダムが令和3年9月に、鳥海ダムが本年8月にそれぞれ変更され、全体事業費が増額となっています。
- (3) 秋田市南部に位置する「古川」の流域において、国・県・市で構成する「治水対策協議会」を設立し、三者の連携による一体的な治水対策を進めています。
- (4) 雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防整備により、合流部の水位上昇に伴う浸水被害等が想定されることから、早急な治水対策が必要です。
- (5) 秋田駒ヶ岳を中心とする火山地域において荒廃地からの土砂流出による土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、砂防堰堤によるハード対策の促進が必要です。

国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

流域治水協議会により策定した流域治水プロジェクト内容(国事業:河川・砂防関係)

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策】

- ・米代川水系:河道掘削(北秋田市:鷹巣地区)、堤防整備(大館市:扇田地区)、水防災拠点(北秋田市:栄地区)等
- ・雄物川水系:河道掘削(秋田市:雄和地区、大仙市:大仙地区)、頭首工改築(湯沢市:下関地区)等
- ・子吉川水系:河道掘削(由利本荘市:二十六木地区)等
- ・八幡平山系:砂防堰堤整備(仙北市)等
- ・成瀬ダム(東成瀬村)・鳥海ダム(由利本荘市):ダム建設

令和6年度 国による主要事業箇所図

凡例

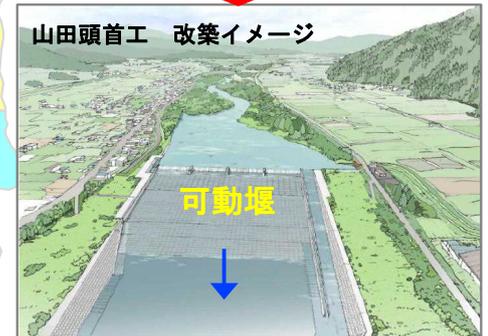
- 直轄河川事業
- ▽ 直轄ダム建設事業
- 直轄砂防事業



①古川(秋田市)



②雄物川(湯沢市)



③八幡平山系(仙北市)



④成瀬ダム(東成瀬村)



(担当課室名 建設部河川砂防課)

XII-3 県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について

②河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策等の推進

総務省自治財政局
国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

激甚化・頻発化する水災害に備え県民の生命・財産を守るため、流域治水対策や老朽化対策等について、更なる支援を図ること。

- (1) 気候変動を踏まえた抜本的な治水対策を推進するため、令和5年7月大雨により大きな被害を被った、「太平洋川」、「三種川」、「新城川」等の河川改修にかかる補助率のかさ上げや更なる予算の拡大、長寿命化計画に基づく河川管理施設等の老朽化対策に必要な予算の確保を図ること。
- (2) 流域治水対策を強力に推進するため、河川整備のほか、内水氾濫も踏まえた雨水貯留機能の拡大や土地のリスク情報の充実など、流域全体のあらゆる関係者が協働で実施する取組に対し財政的・技術的な支援を行うこと。
- (3) 時限措置となっている、「緊急浚渫推進事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」の事業期間延長を図ること。
- (4) 土砂災害防止施設の整備を推進し、公共施設や要配慮者利用施設等を保全するため、ハード・ソフト対策に要する予算の拡大を図ること。
- (5) 公共土木施設の災害復旧事業へ充当する地方債について、過年の充当率が現年と同率になるよう見直しを行うとともに、災害復旧事業に関する調査・設計費等の国庫補助対象要件について、拡充を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 梅雨前線の影響により本年7月に断続的で猛烈な雨が降り、当県において16河川が氾濫するなど、大きな被害が出ています。
激甚化・頻発化する水災害に備えた河川の治水対策や、河川管理施設等の老朽化対策の着実な推進に向け、より一層の財政支援が必要です。
- (2) 流域全体で水害を軽減させるため、流域治水プロジェクトに位置づけられたソフト対策などにかかる予算の確保や補助率の引き上げが必要です。
また、この度の大雨被害を受け、雄物川圏域流域治水協議会に分科会を設立するなど、流域治水対策を集中的に進めていくこととしており、内水氾濫を含む浸水被害分析や事業手法検討などの技術的支援が必要です。
- (3) 小規模河川の氾濫対策に有効な土砂撤去や樹木伐採、護岸整備などの地方単独事業は、防災・減災対策として継続的に実施する必要がありますが、財源確保が課題となっています。
- (4) 重要インフラを保全する北秋田市小淵地区の地すべり対策などハード対策にかかる予算の確保が必要であるほか、最新の高精度な地形情報に基づいた土砂災害警戒区域等の指定にかかる財源確保が課題となっています。
- (5) 災害復旧事業では、過年の地方債充当率が現年より10%低く、調査・設計費の多くが補助対象外であるため、財源確保が課題となっています。

河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策等の推進

流域治水協議会により策定した 流域治水プロジェクト概要(県事業:河川・砂防関係)

- 【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすためのハード対策】**
- ・米代川水系:下内川堤防整備、小湊地区地すべり対策 等
 - ・雄物川水系:太平川堤防整備、馬踏川堤防整備 等
 - ・子吉川水系:芋川堤防整備 等
 - ・馬場目川水系:三種川堤防整備 等
- 【被害の軽減、早期復旧復興のためのソフト対策】**
- ・水害リスク空白域解消のための浸水想定区域図の作成
 - ・避難行動の目安となる水位計・カメラの設置運用・更新
- 危機管理型水位計設置済み数 188基
簡易型河川監視カメラ設置済み数 58基

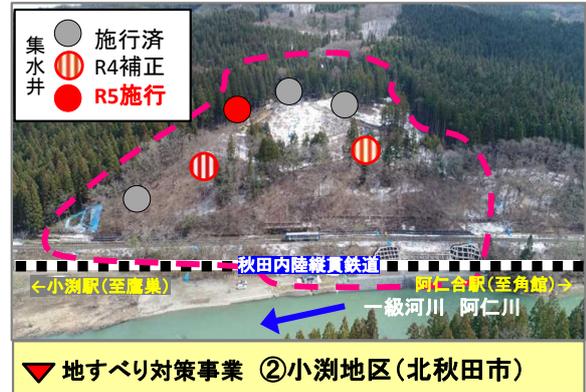
長寿命化計画に基づく老朽化対策

河川管理施設(樋門・樋管)の補修等	1,100基
ダム設備の更新等	14基
砂防関係施設(砂防えん堤ほか)の補修等	4,778施設
海岸保全施設(護岸ほか)の補修等	61,706m

令和6年度 秋田県による主要事業箇所及び補助ダム位置、流域治水協議会区域図



- 凡例**
- 主要河川改修事業箇所
 - ▼ 主要地すべり対策事業箇所
 - ▤ 1級水系補助ダム(14基)
 - ▥ 2級水系ダム(1基)
 - 主要事業箇所に係る
県管理河川



(担当課室名 建設部河川砂防課)

XII-4 治山事業の推進について

林野庁

【要望の内容】

本年7月の大雨により被災した山地の早急な復旧を図るとともに、山地災害の未然防止に必要な施設を計画的に整備するため、治山事業の予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

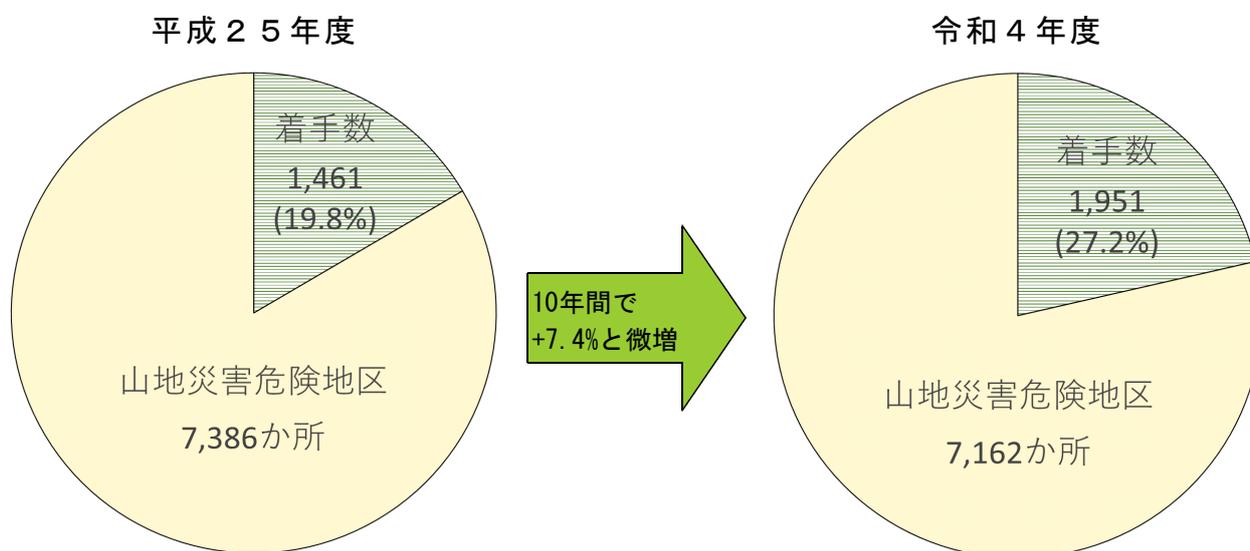
- (1) 本年7月の大雨により、当県では、山腹崩壊や土砂流出など42か所、14億円におよぶ山地災害が発生し、緊急性のある箇所については、災害関連緊急治山事業等により対応することにしてはいますが、令和6年度公共治山事業での対応が必要な箇所も多くあります。
- (2) 近年、山地災害が多発している中で、施設整備が必要な山地災害危険地区のうち、対策工事に着手した箇所は、いまだ3割程度となっています。
- (3) 将来にわたって治山施設の機能が確実に発揮できるよう、インフラ長寿命化基本計画に基づき、老朽化により破損した治山ダムや機能が低下した地すべり防止施設等の補修を早急に進める必要があります。

【参考資料】

1 令和5年7月大雨により発生した山地災害



2 山地災害危険地区における対策工事の着手率



3 老朽化等により機能が低下した施設の状況



（担当課室名 農林水産部森林環境保全課）

XIII 安全・安心な生活環境の確保

XIII-1 空き家対策への支援について

総務省自治財政局
国土交通省住宅局

【要望の内容】

人口減少や少子高齢化が進行する中、空き家の増加が喫緊の課題となっていることから、都道府県が市町村と共に取り組む空き家対策に対し、財政措置を講じること。

また、管理不全な空き家対策を促進するため、先行・優良事例の横展開を早期に進めること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 過疎化が急激に進む当県において年々増加する空き家は、防災、防犯、景観等の様々な方面に影響を及ぼしており、とりわけ豪雪地帯においては積雪による空き家の倒壊や落雪等による危害発生が懸念されるなど、大きな問題となっています。
- (2) 当県では、市町村や関係団体と連携し、県内外の空き家所有者等を対象に、全県で空き家相談を実施することや空き家の適正管理を促すための普及啓発事業に取り組むことにより、管理不全な空き家の発生抑制に努めています。
- (3) 加えて、県内市町村は職員不足などから、管理不全な空き家対策を推進する上での十分なスキルやノウハウを構築できておらず、有効な手立てを企画・立案・実施することに苦慮している実情を踏まえ、市町村職員を対象とした困難事案対応研修を新たに開催し、管理不全な空き家対策を促進しています。
- (4) しかしながら、空き家相談や普及啓発、研修事業の実施に要する経費のソフト事業に対する特別交付税措置は、市町村のみが対象となり、都道府県は対象になっていません。

- (5) また、管理不全な空き家対策に関する先行・優良事例等の情報が全国的に不足しており、その解消に向けた有効な手立てについて、市町村への積極的な情報提供が難しい状況にあります。

【参考資料】

1 平成30年の空き家率

住宅総数 (A)	空き家 一戸建て(B)	空き家率 (B/A)	順位	
			全国	東日本
445,700戸	34,700戸	7.8%	9位	1位

※推計値。空き家一戸建て(B)は、賃貸・売買用を除く。
(出典：総務省「住宅・土地統計調査」)

2 県が行う空き家対策の概要（令和5年度）

(1) 無料相談会

行政と関係団体が協働で空き家に関する無料相談会を開催することにより、空き家の利活用や処分等の促進を図る。

(2) メディアを活用した普及啓発

空き家問題に関する一般県民向けの普及啓発を、県広報紙やテレビCMを活用して実施する。

(3) 市町村向け困難事案対応スキルアップ研修会

苦情対応や代執行など困難事案の対応を含む、ケーススタディ等を交えた市町村職員向け研修を実施する。

3 特別地方交付税措置の概要

区分	取組内容	対象	措置率
補助 事業分	・所有者などの調査等 ・空き家等対策計画の策定 ・空き家の除却、改修	県・市町村	0.5
単独 事業分	・体制整備（空き家データベース、相談窓口の設置等） ・空き家の利活用（空き家バンクの設置等） ・特定空き家の除却・改修	市町村	

(担当課室名 あきた未来創造部地域づくり推進課)

XIV ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進

XIV-1 ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援について（拡充）

農林水産省農村振興局
環境省自然環境局

【要望の内容】

- (1) ツキノワグマ（以下「クマ」という。）の適切な保護管理を総合的に推進するため、地域の実情に応じて指定管理鳥獣に指定するなどにより、個体数推定にかかる調査、地域で対策に当たる職員の育成、出没抑制策の確立や被害防止等に対する財政的及び技術的な支援を行うこと。
- (2) クマ等による農作物や家畜への被害を防止するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の予算を十分に確保するとともに、地方の負担が軽減されるよう制度を見直すこと。
- (3) 建物内に侵入等したクマを現場の状況に応じ適切な方法で有害鳥獣捕獲を実施できるよう、有害鳥獣捕獲における「麻酔銃猟」について法令等を見直すこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年クマの生息域が拡大し、人の生活圏に近接または重複してきており、住宅街や学校等への出没や農業被害、人身事故の発生が続き、安全安心な生活への脅威となっています。

人とクマとの軋轢を軽減するためには、適正管理に向けた継続的なモニタリングによる個体数の把握が必要ですが、野外調査や推計に要する財源の確保が課題となっています。

また、出没時の緊急対応体制を整備するとともに、人の生活圏にクマを呼び寄せないため、緩衝帯の設置、誘引物の撤去等の出没抑制策が必要ですが、地域において対策の主体となり、住民指導に当たる市町村職員等の育成・専門性の向上が課題となっています。

さらに、今後の抜本的対策として、クマの生息域を奥山側に戻すため、クマの追い上げや集落周辺での捕獲等、専門性の高い近接抑制策の確立

が求められています。

現行の指定管理鳥獣にかかる制度は、全国的に課題が生じている鳥獣を対象としておりますが、クマは指定の対象とされておらず、必要な支援が受けられない状況です。

(2) 市町村では、交付金を活用して電気柵の設置や有害鳥獣捕獲、緩衝帯の整備などの対策を講じていますが、クマ等の出没や被害が急増し、被害防止推進活動への定額補助の限度額を超えるなど市町村の負担が増加しています。

(3) 当県では、クマが「住宅集合地域等」に出没し、住宅付近での長時間の居座りや建物への侵入など、人命又は身体に危険を及ぼすおそれのある事案が生じています。

鳥獣保護管理法第38条第3項では、弾丸の到達するおそれのある人、飼養・保管動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗り物に向かって、銃撃してはならないと定められており、「銃撃」には「麻酔銃撃」が含まれると解釈されています。

このため、建物に侵入したクマに対して、建物内あるいは建物外から建物内に向けて麻酔銃を発砲することができず、捕獲手段が制約されています。

【参考資料】

- 1 クマの目撃件数（R5年度は9月30日現在）
及び人身事故被害者数（R5年度は10月4日現在）

年度	目撃件数	人身事故被害者数(人)	
		山林内	人間の生活圏
H30	920	4	3
R元	672	6	10
R2	931	6	3
R3	864	5	7
R4	730	2	4
R5	1,528	6	24

- 2 市街地等におけるクマの出没および人身事故例（主なもの）

年度	事例概要
H30	・住民が自宅近くの藪を刈り払おうとしたところ、クマに襲われ負傷。
R元	・下校途中の中学生がクマに襲われ負傷。 ・住宅地にクマが出没し、対応にあっていた鳥獣被害対策実施隊員2名及び警察官1名が負傷。
R2	・住民が住宅地内でクマに襲われ負傷。入院先で7日後に死亡。 ・住宅地にクマが出没し、周辺の交通規制を行ったうえで有害鳥獣捕獲により射殺。
R3	・小中学校の敷地内に連日クマが出没し、箱わなにより捕獲対応。 ・自宅横の畑で作業中、クマに襲われ負傷。
R4	・住民が田んぼで作業していたところ、クマに襲われ負傷。入院先で3日後に死亡。 ・住宅地にクマが出没し、周辺の交通規制を行った上で有害鳥獣捕獲により射殺。
R5	・公園内散策路を散歩中にクマに襲われ負傷。 ・自宅庭の草刈りの休憩中にクマに襲われ負傷。 ・昼店作業小屋にクマ3頭が忍び込んで長時間居座り、箱わなにより捕獲対応。

（担当課室名 生活環境部自然保護課、農林水産部水田総合利用課）